

一 酒税法令の制定

1 明治4年7月 清濁酒醤油醸造株鑑札收与税則

[太政官布告] 第三百八十九 七月 [明治四年]

清濁酒醤油醸造株鑑札渡方並ニ税則ノ儀是迄一定ノ成規無之、間々無鑑札ニテ自醸為致候向々モ有之哉ノ趣、元來收税ハ其ノ事ヲ修治スルノ要費ニ供スルノ儀ニ候處、右様税則及取締方法紛雜致シ候テハ其ノ弊害不少ニ付、今般改テ国内齊一ノ規則別紙ノ通確定相成候事、自今以後無鑑札ニテ醸造不相成ハ勿論、給テ成規ニ遵ヒ犯違無之様各管轄厅ニ於テ取締可致候事

(別紙)

今般清濁酒其ノ外銘酒類並ニ醤油醸造御定税則御改正被仰出、從前ノ株鑑札都ニ廢止致シ、更ニ免許鑑札大藏省租税司ヨリ引替可相渡間、是迄渡シ置候鑑札ハ不殘府県管轄厅ニ於テ取締、當未年十月限リ同省ヘ可差出事

但シ鑑札一枚每三造人國郡村名前書小切ニ認メ、且其ノ管轄厅印ヲ押シ鑑札相添可差出事

一 是迄分ケ株ト唱ヘ一株ヲ二所或ハ三所ヘ分ケ候者有之趣、右ハ自今禁止候事

一 右分ケ株ヲ以テ醸酒致シ居候モノ今般改テ相願候ハ、新規鑑札下ケ渡候間、願人姓名書相添前同様可差出候事

一 向後新規稼致シ度望ノ者ハ其ノ管轄厅へ願出次第、姓名其ノ外前同様取調可差出事

一 右免許鑑札所持ノ者以来石数ノ定限無之、醸造ノ手続ハ其ノ年造込凡積石数銘々ノ力ニ応シ、造主ヨリ八月晦日限り為申立、各管轄厅ニ於テ其ノ年柄勘升ノ上醸造石数差定、造高免許鑑札相渡シ置、總体取締、石数名前等巨細認分ケ、十月中大藏省租税司へ可相届事

但シ当末年ハ免許鑑札引換以前ノ儀ニ付、從前ノ株鑑札ヲ以テ造込石數可為申立事

造高免許ノ鑑札年々稼人ヘ下ケ渡方ハ各管轄厅ニ於テ造込石數聞届候節、別紙雛形ノ通認メ相渡可申事
免許料造高免許税其ノ外都テ各管轄厅ニ於テ綿密ニ簿冊ニ記入シ、稼人幾箇、免許料何種、造込石數何程、造高

税何程ト、各造人名面明細ニ認証候調書、右收税金ニ相添、年々十二月限リ府県共直ニ大蔵省ヘ相納可申事

管内若シ濫造ノ者有之候ハ、別紙規則ニ従ヒ科料可申付、尤モ右手続ハ調書ヲ以テ其ノ節可相屈事

右ノ趣管内無遺漏可相屈事

辛未七月

民部省

清酒濁酒醤油鑑札收与並ニ收税方法規則

第一則

新規免許鑑札願受候モハ免許料清酒ハ金十両、濁酒ハ金五両、醤油ハ金一両一分宛可相納、尤モ味淋白酒其ノ外銘酒類ハ清酒ノ通タルヘキ事

但シ右鑑札引替ノ分ハ免許料ニ不及候事

免許鑑札ハ來申年ヨリ毎年八月其ノ管轄厅ニ於テ相改メ可申、万一焼失流失或ハ盜難等ニテ失ヒ候者有之候節ハ事実取糺シ、手続書ヲ以テ其ノ段租税司ヘ申立、更ニ鑑札相下可申事

但シ焼失等ニテ更ニ鑑札相下ケ候ハ新規願受ケ候節ノ免許料ノ半高上納可致候事

造高ノ多少ニ拘清酒ハ稼人一箇ニ付金五両、濁酒ハ金一両二分、醤油ハ金二分ツ、當末年八十月、來申年ヨリ毎年八月鑑札改メノ節免許税トシテ可相納事

第二則

但シ味淋白酒其ノ外銘酒類ハ清酒ノ通タルヘキ事

造方休業致シ候者モ當末年八十月、來申年ヨリ毎年八月鑑札ノ改メラ受可申、其ノ節御定則ノ免許税可相納事
休業致シ候者免許鑑札返納相願候ハ、免許税ニ不及候事

第三則

免許鑑札売買致シ度者ハ双方村役人トモ連印ヲ以テ其ノ管轄厅ヘ願出、不相當無之候ハ、其ノ厅ニ於テ別紙雛形ノ通繼紙証文致シ免許可致事

但シ賣請人國郡村名前書相添管轄厅ヨリ租税司ヘ可相屈事

右鑑札先賣ノ節証印税トシテ売代金百分ノ二但シ十萬ニ付承三百文相納可申事

第四則

每年八月免許鑑札改ノ節其ノ年ノ造高申立、造高免許ノ鑑札可相願事

但シ當末年ハ免許鑑札引替以前三付從前ノ株鑑札ヲ以テ可申立、來申年以來ハ今年渡置候造高免許鑑札其ノ年ノ造高ヲ別紙雛形ノ通小切ニ認、糊付致シ可差出事

附昨年ノ造高免許鑑札焼失等ノ節ハ別段書面ヲ以可願出事

右ノ如ク當年造込願高認添候昨年ノ造高免許鑑札ハ八月限り差出候ハ、各管轄厅ニ於テ其ノ年柄ヲ察シ國內ノ總造高三見比ヘ詮議ノ上相定メ、九月限り別紙雛形ノ通造高免許鑑札可相渡事
但シ本文鑑札ハ其ノ管轄厅ニ於テ製造致シ候儀ト可心得候事

清酒ハ造高改トシテ時宜見計管轄厅ヨリ巡見、造高相改可申事

但シ醤油ノ儀ハ五十石以上造ヨリハ出役ノ上可相改革

濁酒ヘ時々釀造可致三付支配役人ノ見分三不及、尤造込ノ都度釀造人ノ村町役人トモニ於テ見分數シ總密ニ相改
造高免許鑑札ノ數ニ不過様可取締事

第五則

清酒並ニ銘酒類味淋白酒等生酒代金ノ五分_{但シ百兩}付_{五百兩}、其ノ所前年ノ酒価平均ヲ以テ為釀造税、毎年八月造高免許鑑
札相願候節金高為費出、十月中可相納事

一 濁酒ハ右同断ノ三分_{但シ百兩}付_{五百兩}、前同様ノ振合ヲ以テ可相納事

一 醬油ハ前同断ノ五厘_{但シ金百兩}付_{五百兩}、右同様ノ振合ヲ以テ可相納事

第六則

免許鑑札無之自己ノ利益ヲ計リ商売ノ為メ密釀致シ候者於相頭ハ都テ其ノ品取上げ、清酒銘酒ハ造高百石ニ付金
七十五両_{一石二付}、濁酒並ニ醤油ハ造高百石ニ付金二十五両_{一石二付}割合ヲ以テ科料可申付事

一 其ノ年ノ造高免許鑑札不願請自儘ニ釀造致シ候モノノ相頭ハ其ノ釀造品ハ勿論、兼テ相渡シ齎候免許鑑札ヲモ取
上げ、且為科料清酒銘酒類ハ造高百石ニ付金二十五両_{一石二付}、濁酒並ニ醤油ハ造高百石ニ付金十兩_{永百文}付_{五百文}割合
ヲ以テ取立可申事

一 過造致シ候者ハ其ノ過造ノ分ヲ取上げ、清酒銘酒類ハ造高百石ニ付金五十両_{一石二付}、濁酒並ニ醤油ハ造高百石ニ
付金二十五両_{一石二付}割合ヲ以テ科料可申付事

但シ取上候諸品並ニ釀造ノ分共入札払可申付事

第七則

一 右様取締相立候ニ付テハ向後規則ニ背キ候取計有之候者ハ都テ定則ノ科料金可申付、若シ又村町役人等ニテ釀造
人ノ頼ニ寄リ不正筋取計候カ、又ハ不正筋ト乍存見遁シ候事共有之於相頭ハ相当ノ咎可申付事

一 稟人共不正筋有之候ヲ見付訴出候者ハハ其ノ品ニ從ヒ相当ノ賞咎可有之事

一 科料金並ニ取上ケ品拵代縦百両迄ハ五分通、百一両以上ハ三分通_{但シ百一兩ナレハ百兩迄ノ五分ト一、}取扱候者又ハ訴
出候者ヘ褒美並ニ為手当被下候ニ付、管轄厅ニ於テ相当ニ配給可致候事

右ノ通規則相定候間各管轄厅ニ於テ成規ニ照準シ取締可致、且收稅及ヒ科料金等ノ儀年々精細ニ調訖簿冊ニ記載シ、
其ノ年十二月中府県共大蔵省ヘ可相納候事

但シ本文規則相立候ニ付テノ諸入費ハ府県トモ一ヶ年試ノ上可申立事

辛未七月

大蔵省

民部省

切用紙程村六ツ

第何号
清酒造鑑札

表面

何県支配何国何郡何町村
何某

割印

裏面

濁酒醤油其外
トモ之ニ倣フ

印割

年号
干支月

免許

租大
税藏
司省

印

亮醸造免許鑑札
印証ノ節管轄
形雖形

印割

年号
干支月

免許

租大
税藏
司省

印

此御定ノ通手數ヲ以テ賣受候條相
遼無之モノ也
年号
何
縣府
印

繼目印

印

造高免許鑑札
雛形

割印

第何号

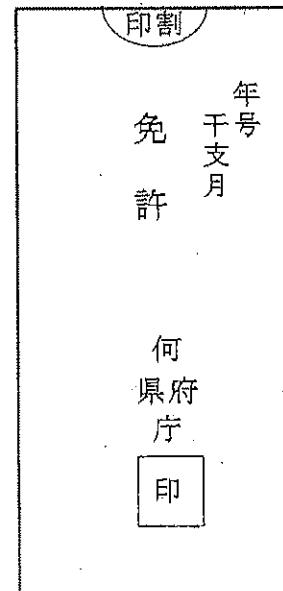
支清酒何千何百何十何石造

表面

何府支配何国何郡何町村
何某

裏面

印割
年号
干支月
免許
何県府庁
印



其年造高免許
鑑札願振雛形

印割

年号
干支月

免許

何県府庁

印

縦目印

当干支年
造高何千何百何十何石

何府支配何国何郡何町村
何某

右御免許鑑札奉願候

印

2 明治6年4月 醸麴税

[大藏省達] 第六十七号 (四月二十四日) [明治六年] 府 県

陸羽辺僻邑ニ於テ防寒ノ為メ自飲ノ濁酒五升又ハ一斗位鑑造致シ候ニハ酒齧ヨリ釀成候テハ容易ニ無之ニ付、醸麴屋ト喰ヘ酒齧ノミ鑑造當業ノ者多ク有之、右ノ者ヘハ清濁酒同様免許鑑札相渡、稅金ノ儀ハ清酒造ノ半減收稅致シ、全自飲ノ濁酒鑑造候者ハ免稅致シ有之、就テハ各府県トモ右麴麴當業ノ者有之候ハ、同様免許鑑札可相渡ニ付可申立、尤甘酒亦ハ麴ノミ當業ノ者ハ追テ一般ノ稅則御確定迄申立ニ不及、此ノ段相違候事

(法令全書)

3 明治8年2月 酒類稅則

[太政官布告] 第二十六号 (二月二十日 輪廓付) [明治八年]

明治四年七月布告酒造取締並二稅則及ヒ追々増補等ノ条共本年九月三十日限り相廢シ、更ニ酒稅規則別冊ノ通相定、本年十月一日ヨリ施行候事、此ノ官布告候事

但シ濁酒醤油醤麴ノ稅ハ本文同日ヨリ相廢シ候事

(別冊)

酒類稅則

第一則 嘗業稅 酿造稅

第一条

一 清酒、味淋、燒酎、白酒、銘酒米、萬葉、果實何品ニ國ラス鑑造シ、シ酒トナスモノ一切酒造當業又ハ請究他ヨリ受立、免許鑑札ヲ受ケ一期ノ嘗業稅トシテ一期毎ニ左ノ遇上納可致事

酒造當業稅

一種ニ付金十円

金五円

酒類請究當業稅

但シ嘗業免許ノ期限ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期ト相定候事、右一期中向月ニ新規嘗業候共嘗業免許ノ節、其ノ一期分ノ全額ヲ直ニ納稅可致事

第二條

一 酒造當業ノ者ハ酒類壳捌代価十分ノ一金四十錢鑑造稅トシテ年々上納可致事

但シ価格ハ前年十月一日ヨリ其ノ年六月三十日迄ノ平均相場ヲ以管轄廳ニ於テ相定候事

第三條

一 酒造稅納期ハ毎年四月三十日限り凡半方例ヲ以テ定ム管轄廳ヘ上納、殘金ハ七月三日至リ平均相場確定ノ後上納、九月三十日限り管轄廳ヘ皆済可致事

第四條

一 酒造當業ノ者ハ其ノ一期造高見込ノ石數毎年十月中旬管轄廳ヘ可届出事

但シ嘗業初年ハ免許鑑札ヲ受候節直ニ其ノ一期中造高見込ノ石數可届出事

第五條

諸売營業ノ者ハ酒類諸売所ト書タル看板ヘ免許鑑札ノ番号ヲモ書加ヘ戸外ニ掲ケ可申事

第二則 鑑札検査 糠造検査

第一条

免許鑑札ハ毎年十月中管轄庁ニ於テ検査ヲ遂ケ、其ノ一期免許済ノ証トシテ鑑札裏面ニ干支ノ印ヲ押シ可相渡候
条、管轄庁ヨリ相達次第鑑札差出検査ヲ受ケ營業税上納可致事

但シ廢業ノ者ハ其ノ節鑑札返納可致事

第二条

免許鑑札若シ水火盜難等ニシテ失却候節ハ其ノ旨管轄庁ヘ届出、新規鑑札可申受事
但シ手数料トシテ金二十錢可相納事

第三条

免許鑑札ハ貸借決シテ不相成事
但シ免許鑑札完買讓与又ハ改名、代替、転居等ノ節ハ其ノ旨管轄庁ヘ申立候ハ、鑑札引換可相渡、尤前条手数
料金二十錢可相納事

第四条

一 酒類十石以上糠造高検査トシテ時宜見計管轄庁主任ノ官員巡視可致候条、検査前ハ一切壳捌不相成事
但シ糠造高十石以下並三十石以上タリトモ季節ニ拘ハラス糠造蒸溜ノ酒類ハ官員巡視ヲ待ニ及ハス、区長ニ
於テ精観検査ヲ遂ケ、其ノ時々石数届出候上ハ壳捌不苦事

第五条

一 糠造税管轄庁ヘ上納皆済期限前非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀有之節ハ其ノ旨直三管轄庁ヘ届出、主任ノ官員検査ノ
上他ノ品類ニ変製シ販売スル者ハ其ノ壳代価十分ノ一ヲ上納シ、全ク廢業ニ至ル者ハ其ノ石數ニ係ル糠造税上納
ニ不及事

但シ検査済ノ腐敗酒ヲ以テ有税ノ酒類ニ変製候共、其ノ酒類ニ属スル營業税ハ別段上納ニ不及事

第六条

一 若シ非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀其ノ節届出スシテ検査ヲ受ケサル者ハ既ニ届出タル石数ヲ以テ糠造税上納可致事

第三則 賞罰例

第一条

免許鑑札ヲ受ケス密造營業致シ候者ハ其ノ酒類ハ勿論器械共取上げ、一石三付金七十五錢ノ割ヲ以テ科料可申付
事
但シ密造酒類既ニ壳捌候ハ、其ノ代金取上げ可申事

第二条

免許鑑札借受酒造營業致シ候者ハ前条密造同様処分致シ、貨渡候者ハ一期營業税五倍ノ科料可申付事
第三条

一 糠造高検査ヲ受ケス又ハ検査ノ際糠造高ヲ隠蔽シ壳捌候者ハ其ノ壳代金取上げ、密造同様ノ科料可申付事

第四条

免許鑑札ヲ受ケス諸売營業致シ候者ハ一期營業税五倍ノ科料可申付事

第五条

免許鑑札ヲ借受ケ請充營業致シ候者ハ前条同様ノ料料申付、貸渡候者ハ一期當業稅ノ三倍料料可申付事

第六条

一 区長ニ於テ検査ノ節不正ノ取計致シ候歟、或ハ不正ノ情ヲ知リ見遁シ候機有之ニ於テハ其ノ貸トシテ料料金並ニ

一 前条々二掲ケタル處ノ犯則人ヲ見届訴出ル者アル時ハ事実取締ノ上、相違ナキニ於テハ其ノ貸トシテ料料金並ニ

一 取上品払高金十円ニ付一円宛下サルヘキ事

(法令全書)

4 明治8年5月 酒類稅則取扱心得書

[大藏省] 乙第七十六号 (五月二十九日 輪廓付)

[明治八年]

府 縣

本年二月第二十六号ヲ以テ酒類稅則御布告相成候ニ付別紙取扱心得書相達候事、各府県区々無之様可取計、此ノ旨相達候事

(別紙)

酒類稅則取扱心得書 (第一条ノ文字原書欄外ニアリ、第二条以下同シ)

第一条

一 酒造營業免許鑑札並ニ酒類請充營業免許鑑札ハ凡積ヲ以テ粗稅察工受取方可申出事

第二条

一 酒造營業稅之儀ハ其ノ醸造セル種類ニ応シ、一種毎ニ金十円宛ノ營業稅ヲ課シ、請充營業稅之儀ハ一家幾種類ヲ請充候共金五円ヲ課シ、何レモ年々收稅可致事

第三条

一 酒造營業ノ者ハ酒類売捌代価ノ十分ノ一醸造稅トシテ年々上納スル成規ニ候處、葡萄酒並ニ麦酒ビール、エール之類ニ限リ右醸造稅之分ハ追テ相達候迄当分免除之績リ取計可申候、尤營業稅ハ成規之通收入可致事

第四条

一 酒類請充ハ内外國產ニ不拘一切他ヨリ賣取充捌營業候者工ハ飯令他ノ業体相兼候分トモ、總テ受充免許鑑札相渡可申事
但シ藥店ニ於テ藥用ノ為メ充賣候分並ニ飲食店ニ於テ相用候分ハ此ノ限ニ非ス

第五条

一 醸造稅收入ニ相用フル酒価平均之儀ハ土地ノ景況ニ寄り酒価高低ノ類別ヲ以テ、予予管内フ二部或ハ三部ト適宜ニ組合相定置、新酒古酒ヲ問ハス甲年十月一日ヨリ乙年六月三十日迄売却スル處ノ上酒真価ヲ以月々相場靈差由サセ一組毎ニ平均シ、一期醸造稅收入ニ用フル相場ヲ定メ酒造人工相達スヘシ、且右平均相場ハ八月三十一日限り粗稅察工可届出事

但シ月々差出ス處ノ相場若シ其ノ当ラ得サルモノアレハ充賣仕切書ヲ臨時検査シテ其ノ価額ヲ定ムヘシ

第六条

一 酒造補類即今所持ノ分ハ勿論自今新調並ニ輪換減縮等ノ分共為届出、主任ノ官員巡回調查之上其ノ側面工左之件々

ヲ掲載致スヘキ事

- 一 番号
 - 二 口径何程
 - 三 底径何程
 - 四 深サ何程 但シ地盤用心^{ハメ}三寸オラ致ス
 - 五 石数何程
 - 六 調査ノ年号月日
 - 七 調査人官姓名
 - 八 県庁焼印
- 第七条
- 一 每年醸造高検査ノ節ハ毎桶掲載ノ石数ヲ以テ總石数ヲ定ムヘキ事
- 第八条
- 一 蒸溜酒類ニ用フル瓶之類ハ第六条ニ準シ調査方実際適宜ヲ以取極ムヘキ事
- 第九条
- 一 桶類之石数ニ充タサル減石ヲ造込シ分ハ其ノ現実石数ヲ予メ酒造人ニ為申立、尚實際ニ於テ検査ヲ遂クヘキ事
- 第十条
- 一 営業税ハ十月三十一日限り各厅ニ收入、十一月三十日限り租税寮工相納、手数料ハ鑑札替換引替之都度取立、翌月末限り租税寮工可相納事
- 第十二条
- 一 醸造税ハ規則之通り凡半方四月三十日限り收入、五月三十一日限り租税寮工相納メ、残金之儀ハ九月三十日限り收入、十月三十一日限り租税寮工可相納事
- 第十三条
- 一 酒類諸税帳ハ十一月三十日限り、酒類營業人員並ニ醸造元石高帳ハ十一月二十五日限り租税寮工可差出事
- 但シ一旦届落ノ石高増減有之分並ニ右期限後新規免許候者ノ醸造元石高ハ其ノ時々届出ヘシ
- 第十四条
- 一 免許鑑札検査シ営業税取立之節相用フル干支之印ハ乙亥收稅^{ノ如ク}各厅ニ於テ影刻致置相用可申事
- 第十五条
- 一 酒類免許鑑札元払計算帳ハ十一月三十日限り租税寮工可差出事
- 但シ廃業並ニ同換ノ旧鑑札ハ同年十月ヨリ乙年九月迄ノ分取續メ租税寮工返納スヘシ

5. 明治11年9月 酒類税則追加改正

[太政官布告] 第二十八号（九月二十八日 輪廓付） [明治11年]

明治八年第二十六号布告酒類税則 同年第七百二十二号布告同則追加、十年十一月第八十一号布告同則追加共、更ニ左ノ通改正追加シ、本年十月一日ヨリ施行候事 此ノ旨布告候事

明治八年第二十六号布告酒類税則

第一則中

第二條

- 一 酒造營業免許ヲ受タル者ハ其ノ造石數ニ応シ醸造税トシテ年々左ノ通上納可致事
一 滅酒一石二付 金三十錢
一 白酒同 金二円
一 味淋同 金二円
一 烧酎同 金一円五十錢
一 銀酒同 金三円

第三條

- 一 醸造税ハ毎年四月三十日限り見込届石數ニ相当スル税金ノ半額ヲ上納シ、残余ハ九月三十日限り皆納可致事

第二則中

第四條

- 一 造酒ハ地方府主任官員検査可致候事、其ノ時宣可届出候事

但シ本文検査ノ外主任官員臨時巡回シ、酒もと並ニもろみ其ノ他酒造ニ用フル元米等ヲ検査スルコト可有之事

第五條

一 醸造税地方府ヘ上納皆落期限前非常ノ災害或ハ腐敗等ノ儀有之節ハ其ノ旨直ニ地方府ヘ届出、主任ノ官員検査ノ上他ノ有税酒類ニ変製スル時ハ更ニ其ノ酒類ニ属スル醸造税ヲ上納スヘシト雖モ、全ク廢棄ニ至ルモノハ其ノ石数ニ係ル醸造税上納ニ不及候事

但シ検査済ノ廢敗酒ヲ以テ有税ノ酒類ニ変製候共、其ノ酒類ニ属スル營業税ハ別段上納ニ不及候事

第七条

一 酒造營業免許ノ者ハ検査未済ノ酒類ヲ販売シ、又ハ自家ノ飲料・贈物等ニ供シ候儀ハ不相成候事
但シ検査ノ後自飲等ニ供スル分ト雖モ其ノ醸造税ハ免除不致候事

第八条

一 清酒搾り器械ヘハ主任官員ノ封印ヲ付シ置キ常ニ之ヲ用フルヲ許サス候事、使用ノ節ハ其ノ旨届出開封ヲ請フヘキ事

第九条

一 檢査ノ際其ノ造石數ヲ國税シ未タ壳捌カサル者ハ其ノ酒類ヲ取揚タル上、一石二付金七十五錢ノ割合ヲ以テ料料可申付事

第七条

一 造石検査未済ノ酒類ヲ自飲等ニ用フル者アル時ハ其ノ石数ニ係ル醸造税ヲ徴収スルハ勿論、一石ニ付金七十五銭ノ割ヲ以テ科料可申付事

第八条

一 検査官ノ許可ヲ得シテ猥リ三器械ノ封印ヲ解披スル者ハ金十五円以下六円以上ノ科料可申付事

明治八年第二百二十二号布告同追加ノ中

第六条

一 酒造營業免許ノ者ハ何種類ヲ問ハス他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルニ於テハ請充營業税可相納事

第七条

一 造石検査未済ノ酒類ヲ自飲等ニ用フル時ハ其ノ石数ニ係ル醸造税ヲ徴収スルハ勿論、一石ニ付金七十五銭ノ割ヲ以テ科料可申付事

第八条

一 検査官ノ許可ヲ得シテ猥リ三器械ノ封印ヲ解披スル者ハ金十五円以下六円以上ノ科料可申付事

明治八年第二百二十二号布告同追加ノ中

第六条

一 酒造營業免許ノ者ハ何種類ヲ問ハス他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルニ於テハ受壳營業税可相納事

第七条

削除

明治十年第八十一号布告同追加ノ中

第一項中（醸造税壳捌代価二十分ノ一金五銭年々）ノ二十一字ヲ削除ス

〔法令全書〕

6 明治11年10月 酒類税則取扱心得書増補

大蔵省達乙第五十一号 明治十一年十月二十二日 府県

今般第二十八号ヲ以テ酒類税則改正増補ノ儀公布相成候ニ付テハ明治八年五月当省乙第七十六号達酒類税則取扱心得書第三条及ヒ第五条、同十年十一月当省乙第四十二号達同則取扱心得書第五項・第七項刪除シ更ニ左ノ通増補候条、此ノ旨相達候事

酒類税則取扱心得書増補

一 酒造検査ハ收稅ノ基礎ヲ定ムル要件ニ付酒造家ニ於テ所要ノ諸帳簿ハ勿論、其ノ他遗漏無之様精観検査ヲナスヘキ事

一 酒造検査前ニ於テ隠蔽等ノ弊ナカラシメンカタメ既或ハ醪検査トシテ主任官員臨時派出検査ヲナスヘキ事

但シ醸造方法及仕込みノ石数等為申立置醸造検査ノ便ニ供スヘキ事

露又ハ醸造検査着手ノ季節ニ至レハ土地ノ景況ヲ斟酌シ粗区域ヲ定メ置キ、主任官員出張致シ居リ、酒造人ノ申立次第擇リ器械ノ開封並ニ封印等ニ至ルマチ諸事不取締無之様取計ヒ申スヘキ事

一 酒もと並ニもろみ検査済ノ後未タ醸造検査之ナキ前ニ於テ非常ノ災害ニ罹ルカ若クハ腐敗等ノ儀之アル節ヘ、直

チニ其ノ旨届出サセ不取締無之様取計ヒ申スヘキ事

一 酒造營業人ニシテ酒造桶類ニ憑ク而已ニ蒸餾スル焼酎及ヒ味淋・白酒・銘酒等ノ製造元ニ用フルタメニ釀造又ハ
蒸餾スル酒類ニ限り、其ノ營業税並ニ醸造税共收入ニ及ハサル事

但シ本文釀造又ハ蒸餾ノ酒類ハ其ノ石数届出サセ詳密検査ヲナスヘキ事

一 古酒並ニ貰入レ酒ハ適宜取締方法ヲ設ケ、該期釀造ノ酒類ト区分相立申スヘキ事

一 酒造免許ノ者廢業ノ後猶其ノ殘酒ヲ販売スルトキハ更ニ受壳免許鑑札ヲ下付スヘキ事

一 葡萄酒及ヒ麥酒ビール、ユールノ類ハ当分ノ内釀造税收入ニ及ハスト雖モ、營業税ハ成規ノ通収入スヘキ事

(法令全書)

7 明治13年9月 酒造税則

(太政官布告) 第四十号 (九月二十七日 輪廓付) [明治十三年]

今般酒造税則別冊ノ通相定本年十月一日ヨリ施行シ從前ノ酒類税則ハ同日ヨリ廃止候事、此ノ旨布告候事

(別冊)

酒造税則

第一章 免許鑑札 税率

第一条 凡ソ酒類ヲ製造シテ營業セント欲スル者ハ其ノ旨管厅ニ願出、酒造場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 酒類ヲ分子左ノ三類トシ、免許ヲ受ケタル者ハ總テ之ヲ製造スルヲ得ヘシ

- 第三条 免許ヲ受ケタル者ハ免許税及造石税ヲ納ムヘシ、其ノ額左ノ如シ
- 酒造免許税
- | | |
|---|------|
| 酒造場一箇所二付 | 金三十円 |
| 酒類造石税 | |
| 一類一石三付 | 金二円 |
| 二類一石三付 | 金三円 |
| 三類一石三付 | 金四円 |
| 第四条 免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期トス | |
| 第五条 免許ヲ譲フ者ハ毎年九月三十日迄ニ管厅ニ願出ヘシ、右期日ヲ過クレハ免許セサル者トス | |
| 第六条 免許鑑札賣賣議与スル時ハ双方連印ノ願書ヲ管厅ニ差出シ替換ヲ譲フヘシ | |
| 第七条 免許鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシトキハ其ノ旨管厅ニ願出、再渡又ハ替換ヲ譲フヘシ | |
| 第二章 納税 造石 檢査 | |
| 第八条 免許税ハ鑑札申受ケタル時之ヲ納ムヘシ | |
| 第九条 造石税ハ左ノ三期ニ納ムヘシ | |
| 第一期 四月三十日限 | |

十月一日ヨリ三月三十日迄検査済石数ニ係ル税額ノ半数

第二期 七月三十一日限

四月一日カリ六月三十日迄検査済石数ニ係ル税額ノ半数

第三期 九月三十日限

七月一日ヨリ皆造検査済石数ニ係ル税額並ニ前納額ノ残數

第十条 造酒ノ石数ハ總テ管厅へ申出検査ヲ受クヘシ

第十二条 前条ノ酒類ハ八月三十一日迄ニ皆造スヘシ

第十三条 自家用料又ハ造酒保存ノ料ニ充テ製造スル酒類ト雖モ總テ管厅ノ検査ヲ受ケ、其ノ造石税ヲ納ムヘシ

第十四条 検査未済ノ酒類ハ検査済ノ酒類又ハ古酒貿入酒等ヲ混和スル者モ其ノ造石税ハ總石数ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第十五条 検査済ノ酒類ヲ他ノ酒類ニ変製スル時ハ既ニ検査済ノ石数ニ係ル造石税ヲ納メ、更ニ変製ノ石数ニ就テ造石税ヲ納ムヘシ

但シ変製ノ節ハ必ス管厅へ届出テ検査ヲ受クヘシ、且製成ノ上ハ第十二条ノ手続ニ拠リ検査ヲ受クヘシ

第十六条 皆造期限前ニ於テ非常ノ損害ニ罹リタル酒類ハ直ニ管厅へ申出検査ヲ受クヘシ

第十七条 前条検査ノ上再ヒ酒類ニ製成スル者ハ其ノ石数ニ応シ造石税ヲ納ムヘシ、其ノ製成スルヲ得サル者及ヒ廃棄シタル者ハ其ノ石数ニ係ル造石税ヲ免除ス

第十八条 葡萄酒及ヒ麦酒ノ類ヲ製造スル者ハ免許税ヲ納ムヘシト雖モ造石税ハ之ヲ免除ス

第十九条 酒造中ハ管厅主任官員時々巡回スヘキニ付何酒類ヲ問ハス其ノ仕込タル酒もと其ノ他仕込米及ヒ當業ニ關スル諸帳簿等ノ検査ヲ受クヘシ

第二十条 酒桶瓶類ハ新製修繕ヲ間ハス使用以前管厅へ申出其ノ容量ノ検査ヲ受クヘシ
但シ売買等ハ其ノ時々管厅へ届出ヘシ

第二十一条 禁令 雜令

第二十二条 酒及ヒ酒もとヲ販売スルヲ許サス

第二十三条 都テ他ノ依託ヲ受ケ酒類ヲ代造スルヲ許サス

第二十四条 免許鑑札ハ貸借スルヲ許サス

第二十五条 造酒器機ニハ管厅主任官員ノ封緘ヲ受ケ置キ、使用スルトキハ其ノ旨申出開封ヲ請フヘシ

但シ過誤等ニテ封緘ヲ毀損シタルトキハ直ニ管厅へ届出再封ヲ請フヘシ

第二十六条 免許ヲ受タル者ハ其ノ節管厅へ該一期造酒見込ノ種目石数並ニ其ノ造り方法共届出ヘシ

但シ種目変換並見込石数ノ増減等ハ其ノ時々届出ヘシ

第二十七条 酒造ニ属スル倉庫納屋並ニ諸器械共^(アヤ)テ管厅へ届出ヘシ

但シ増減ハ其ノ時々届出ヘシ

第二十八条 一期造酒届出ノ石数何酒何石造ト書シタル標札ニ免許鑑札ノ番号ヲ書載シ、之ヲ戸外ニ掲出スヘシ

第四章 罰令

第二十九条 免許鑑札ヲ受ケヌシテ製造シタル者ハ其ノ酒類及ヒ製造諸器械トモ没収シ免許税額二倍ノ金額ヲ科シ

之ヲ売捌キタル者ハ其ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ併セ料スヘシ

但シ本文酒類並ニ諸器械ヲ已ニ売捌キタルモノハ其ノ代価ヲ追徴スヘシ

第三十条 免許鑑札ヲ借受ケ製造スル者ハ第二十九条ニ規定テ处分シ、之ヲ貸与ヘタル者ハ其ノ鑑札取揚ケ、免許税相当ノ金額ヲ料スヘシ

第三十一条 造酒石數ノ検査ヲ受ケヌシテ売捌キタル時ハ其ノ代価ヲ追徴シ、其ノ酒類ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ料スヘシ

第三十二条 検査ノ際酒類ヲ隠蔽シタル者ハ其ノ酒類ヲ沒收シ、其ノ酒類ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ料スヘシ

但シ未製成ノ酒類もともの類ト雖モ隠蔽シタル者ハ本条ニ拠テ処分ス

第三十三条 検査未済ノ酒類ヲ自用ニ消靡シタル者ハ其ノ石数ニ係ル造石税ニ相当スル金額ノ三倍ヲ料スヘシ

第三十四条 前条々二明記スルモノハ外第三章中ノ正条ニ違犯スル者ハ一円ヨリ少ナカラス三十円ヨリ多カラサル罰金ヲ料スヘシ

附則

酒造業者ニアラズシテ自家飲料ノタメ酒類ヲ製造スルモノハ一箇年一石<sub>其ノ總製造スルトキハ
總數ヲ合算ス</sub>ニ超_{一石}カラス、若シ一石ヲ超_{トキハ總テ本則ニ從フ}ヘシ

(法令全書)

8 明治13年11月 酒造税則取扱心得書

〔大藏省達〕乙第三十九号(十一月二十四日 輪廓付) [明治十三年] 府県

本年九月第四十号ヲ以テ酒造税則御布告相成候ニ付右取扱心得書別紙ノ通相定候矣、此ノ旨相達候事

(別紙)

酒造税則取扱心得書

第一款 著業免許

第一項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員数ヲ月積リ租税局へ申出之ヲ受取置クヘシ

第二項 免許鑑札難形及ヒ其ノ記載方ハ第一号図式ノ如シ

第三項 酒造場ハ倉庫ノ棟數ト製酒ノ種類トヲ問ハス都_{第5項前項ノ如シヲ除シ再ヒ之ヲ}其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ

第四項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引続キ免許ヲ請フ者アルトキハ最初授与シタル鑑札ヲ差出サセ其ノ鑑札ノ裏面ヘ該期ノ免許証印_{第5項前項ノ如シヲ除シ再ヒ之ヲ}捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ

但シ鑑札裏面余白尽キタルトキハ更ニ新鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許証印ハ左ノ難形ノ如ク各府県庁ニ於テ調製スヘシ

但シ其ノ証印方郡区長ヘ委任ノ向ト雖モ各府県庁ニ於テ之ヲ調製シ相渡スヘシ

明治何年一期
酒造免許之証

細輪廓 字体楷書 印肉朱
寸法堅幅曲尺一寸四分横幅曲尺四分

第六項 免許鑑札ノ授与ハ新規營業ト引続營業ヲ問ハス年々十月一日執行スルモノトス

第七項 稅則第六条免許鑑札完賣譲与ノ節ノ書換方、若シ甲乙兩管厅ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札

ヲ添ヘ甲管厅所在ノ管厅ニ出續セシメ、甲管厅ニ於テハ乙管厅買受譲受人ノ管厅ヘノ添給該期免許鑑札且免許鑑札ヲ作リ之ヲ下渡

シ、乙管厅ニ於テハ甲管厅ノ添給三拠リ書換鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ

但シ酒造場転換ノ為メ鑑札書換方兩管ニ交渉スルモノモ本項ノ手続三拠ルヘシ

第八項 廃業ノ者ハ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ

第九項 廃業並ニ書換等ノ返納鑑札ハ各府県厅ニ於テ取締メ、十年当省乙第七号達ニ拠リ不取締無之様消却スヘシ

第十項 稅則第五条毎年九月三十日迄トアルハ新規又ハ引続共翌期ノ營業免許ヲ出願セシムルノ期限ト心得ヘシ

第十一項 稅則第十八条造石税免除ノ酒類ト雖モ、一期製造見込ノ種目右数等總子税則第二十六条ニ依リ届出シムルハ勿論、一期製造ノ分ハ其ノ右数翌期十月中三届出シムヘシ

第十二項 稅則第二十六条造酒見込ノ種目トアルハ清酒・濁酒・燒酎・白酒・味淋ト其ノ種目毎ニ掲記セシムル義ト心得ヘシ

但シ銘酒ハ直酒・保命酒・桑酒・養老酒・菊酒・紫蘇酒・あられ酒・南蛮酒等各其ノ酒名ヲ分記セシムヘシ

第十三項 稅則第二十七条酒造ニ属スル倉庫納屋等ハ其ノ実況詳細圖面ニ掲シ、且諸器械ハ第二号雑形ノ通取調之ヲ差田サシムヘシ

但シ本文調査中増減及変換等アルトキハ其ノ時々更ニ調書ヲ製シ引換ヲ乞ヘシムヘシ

第十四項 稅則第二十八条戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雑形ニ倣ヒ調製セシムヘシ

但シ右数ハ最初届出ノ見込高ヲ掲記シ増減アルトキハ其ノ時々札紙ヲ貼付シ之ヲ更訂セシムヘシ

第一何号	免許鑑札ノ番号
清酒何石造	
白酒何石造	
何府国郡区番地	
何某	

寸法堅幅曲尺三尺横幅製酒種類ノ数ニ依リ適宜定ムヘシ

十五項 営業者ノ屬籍住所ト酒造場ト甲乙兩管厅ニ交渉スルモノハ都テ酒造場所在ノ管厅ニ於テ免許鑑札ヲ授与シ、造酒検査及ヒ徵稅方等取計フヘシ

第一款 桶瓶調査

第十六項 稅則第二十条酒桶瓶類調査方ハ第三号表式ノ如ク予メ調査簿甲乙二帳ヲ製シ置キ、新規輪替等調査ノ都度

詳細三之ニ記入シ、酒造検査方ノ証拠ニ供スヘシ

但シ甲帳ハ管厅ニ備置キ、乙帳ハ営業者ニ下付シ置クヘシ

第十七項 営業者ヨリ前項桶類ノ新調等ヲ届出タルトキハ其ノ時々主任官出張シテ左ニ掲タル所ノ丈量法及ヒ算則ニ依リ詳密ニ調査ヲ遂ケ、桶ノ側面ハ左ノ件々ヲ掲載シ管厅ノ烙印ヲ為スヘシ

番号	
口径	何程
胴径	何程
底径	何程
深サ	何程
石数	何程

調査ノ年号月日

調査人官姓名

酒造桶類丈量法

口径口頭ヨリ一寸、胴径口底板面ノ中央、底径ノ底板面ハ孰レモ内測リニテ、縦横 \oplus 図ノ如ク度リ、此ノ縦横径ヲ和シ、之レヲ二三テ除キ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前後ノ断面後其ノ孰レモ底ヨリ口徑迄ノ間ヲ丈量シ、此ノ前後ノ尺度ヲ和シ、之ヲ二三テ除キ以テ定ムヘシ。

但シ尺度ハ孰レモ曲尺ヲ用ヒ分位ニ止メ厘以下切捨ツヘシ

算則

口胴底ノ三径ヲ各個自乗シ、此ノ三個ヲ和シ、之ノ $\sqrt{3}$ ニテ除キ以テ奥トス、之ニ深サヲ乗シ、又田積率五八 $\frac{7}{8}$ ヲ乗シ、而シテ升法六四八 $\frac{1}{2}$ ヲ以テ除キ其ノ容量ヲ得ル。

但シ石数ハ合位ニ止メ勺以下切捨ツヘシ

第十八項 瓶類容量ハ總テ桶類ニ準シ之ヲ査定スヘシ、基準シ難キモノハ便宜適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ査定スヘシ

但シ番号石数等ハ適宜木札ニ帶載シ之ヲ正面ニ付シ置カシムヘシ

第十九項 桶瓶類ノ番号ハ倉庫ノ數ト酒類ノ種別トニ拘ハラス總テ酒造場一箇所毎ニ起号シ、桶瓶類ノ總數ニ応シテ其ノ順次ヲ定ムヘシ

第二十項 粕桶・水桶・米浸シ桶ノ類ニシテ全ク酒類ヲ容レサル分ハ丈量ニ及ハスト雖モ、番号^{前項相應類ノ細}ヲ記載シ之ニ烙印スヘシ

第二十一項 調査済ノ桶瓶類売買譲与又ハ貸借スルトキハ其ノ旨双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ、其ノ売買譲与スルモノハ主任官出張ノ上其ノ營業者ニアラサル者へ壳渡スカ又ハ破解スルモノハ桶側面ヘ記載ノ件々ヲ削除シ、調查済ヲ削却スヘシ

但シ本文売買譲与等ノ節若シ甲乙両管厅ニ交渉スルトキハ第七項ニ準シ其ノ手続ヲ為スヘシ、尤桶瓶類ノ番号書換及調査簿記入等賣受譲受人ニ関スル処分ハ乙管厅ニ於テ之ヲ為スヘシ

第三款 器械封閉

第二十二項 稅則第二十五条器械ノ封緘ハ各府県庁ニ於テ予メ一定ノ方法ヲ相立テ、掩リ器械ハ酒槽ノ槽口並ニ男柱ノ孔、蒸溜器械ハ兜蓋等緊要ノ箇所ハ厳重封緘ノ上主任官ノ印捺^{前項相應類ノ細}スヘシ

但シ封緘ノ為メ繩類ヲ要スルトキハ堅牢ナルモノヲ用ヰ、封紙ハ管厅ノ印章ヲ捺シ、且封緘ハ年月日ヲ記シタルモノヲ用ヰ、弛緩剥脱ノ患ナキ様取計フヘシ

第二十三項 開封ヲ願出ルトキハ時日ヲ還サス主任官出張シ、使用又ハ洗滌ノ日數ヲ計査シ、至当ト思惟スル時ヘ其ノ封印ヲ開披スヘシ、而シテ使用等ノ日數満限ニ至レバ再ヒ出張シテ前項ノ手続ニ廻リ之ヲ封緘スヘシ

第二十四項 前項封緘並ニ解披ノ年月日及ヒ使用等ヲ許シタル日數ハ第四号書式ノ如ク詳細ニ記入シ、營業者ヲシテ

調印セシムヘシ

第四款 造石検査

第二十五項 税則第十九条ニ基キ營業者ヲシテ左ニ掲タル所ノ諸帳簿ヲ製シ詳細ニ記入シ置カシメ、造石検査ノ際之ヲ参照ニ供セシムヘシ

第二十六項 檢査季節三至レハ各府県庁ニ於テ營業者ノ多寡及ヒ地形ノ難易等ニ拠リ管内ヲ數部三分チ、毎部検査員出張所ヲ設ケ主任官二名以上ヲ駐在セシメ、該検査ニ係ル一切ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ

但シ検査ニ関スル諸般ノ手続ハ予メ營業者へ達シ置クヘシ

第二十七項 造石検査簿ハ第五号書式ノ如ク酒造場毎ニ甲乙二帳ヲ製シ置キもと・あらみ・製酒等ヲ検査シ、其ノ時々詳細ニ記入スヘシ

但シ甲帳ハ主任官之ヲ携帶シ、乙帳ハ營業者ニ下付シ置クヘシ

第二十八項 造石検査ヲ受クヘキ酒類ハ桶瓶等口頭ヨリ一ナフ減シ、側面記載ノ石数ヲ入置カシムヘシ

第二十九項 造石検査ノ節ハ毎総査定ノ石数ヲ運算シテ總石数ヲ定ムヘシト雖モ、其ノ査定ノ石数三充タサルモノハ現在ノ入実ニ就テ其ノ石数ヲ調査スヘシ

但シ本文入実洞径ヨリ以下ニ在ルモノハ其ノ口経^ノ指^ススル深ナトヲ度リ之ニ査定ノ底径ヲ用ヰ算出スヘシ、又胴径ヨリ已上ニ在ルモノハ該方法ニ依リ胴径ノ口已上ヲ区別シ、各個ニ石数ヲ算出^ノ算出^スヘシト雖モ、其ノ合算スヘシ

第三十項 酒類皆造ノ検査ハ第三期納税ニ差支ヘサル様之ヲ完了スヘシ

第三十一項 檢査季節中營業者疾病事故アルトキハ其ノ營業熟知ノ代理人ヲ定メ届出シムヘシ

第三十二項 税則第九条ニ基キ營業者ヲシテ左ニ掲タル所ノ諸帳簿ヲ製シ詳細ニ記入シ置カシメ、造石検査ノ際之ヲ参照ニ供セシムヘシ

酒造米買入帳　　搗米通帳　　仕込帳　　杜氏仕込帳　　酒藏出帳　　酒売上帳　　酒貸帳
酒蔵米仕払帳　　杜氏並ニ日雇給料帳　　荷物貯取帳　　金錢貯取帳　　櫻貸帳　　積出帳
酒粕糠壳払帳　　酒造諸器械完買扣帳　　酒粕自方扣帳

此ノ他酒粕・麹・麦萌シ及銘酒類ニ加味スヘキ品類買入帳等一切

第三十三項 他家ノ造酒ヲ買受ケ販売スルトキハ其ノ石高及代価等ヲ詳記シタル仕切書又ハ送り状等ヲ取置カシメ、造石検査ノ際之ヲ参照ニ供セシムヘシ

第三十四項 税則第十五条検査済ノ酒類ヲ麥製^ノ酒^ヲ類^ニ麥製^{スル}ノ類^ニ麥製^{スル}ノ類^{スルトキハ}該案ニ拠ルヘシト雖モ、一酒類中ノ麥製^{スル}ノ類^ニ麥製^{スル}ノ類^{スルトキハ}其ノ麥製シタルモノニ就テ課税ノ石数ヲ査定スヘシ

第三十五項 檢査済ノ酒類並ニ買入酒等ヲ精製ニスルトキハ其ノ時々前以届出サセ之ヲ検査スヘシ

第三十六項 酒類ノ火入滓引等ハ造石検査ノ後之ヲ為サシムヘシ

第三十七項 税則第十六条酒類並ニもろみ共非常ノ損害ニ罹リタルトキハ當業者ヨリ其ノ実況ヲ詳記シタル書面ヲ以テ届出シムヘシ、而シテ右届書ヲ受ケタルトキハ時日ヲ遡サヌ主任官出張シ実際詳密ニ検査ヲ遂ケ、事實相違ナシト認ムルトキハ造石検査簿上該石数ヲ刪除スヘシ

第三十八項 前項検査セシ酒類ヲ麥製セント欲スルトキハ更ニ麥製酒ノ種目並ニ石高共詳記シタル書面ヲ差出サセ、調査ノ上至当ト思惟スルトキハ之ヲ認可シ、尚製成ノ上精緻ニ検査シ之ヲ造石検査簿ニ記入スヘシ

第三十九項 税則第十八条造石税免除ノ酒類ハ検査ニ及ベスト雖モ、他ノ酒類取締ノ為メ便宜ニ主任官出張シ之ヲ点

検スヘシ

第四十項 稅則附則三掲リ酒類一箇年一石以上ヲ製造スル者ハ其ノ旨願出サセ免許鑑札ヲ下付シ免許税ヲ徴收シ、及ヒ造酒検査ノ上造石税ヲ徴收スヘキハ勿論、其ノ一石以下ヲ製造スル者ト雖モ其ノ酒類ノ種目並ニ造石共届出セ、實際不取締無之様取計フヘシ

第五款 課税区别

第四十一項 造石税納期日前免許鑑札ヲ充与醸与シ又ヘ廢業スル者ノ検査済酒類三係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納セシムヘシ

第四十二項 営業中都合ニ依リ未製成ノ酒類ヲ除ク販売スル者ハ其ノ旨届出サセ、詳密ニ検査ノ上其ノ石数ニ応シ税則第二条ノ類別三掲リ課税スヘシ

第四十三項 免許鑑札売買譲与シ又ヘ廢業ノ節未製成ノ酒類ヲ除ク當業者ニ充渡ストキヘ双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ検査ヲ遂ケ、且製成ノ上ハ更ニ之ヲ検査シ該酒類ノ石数ニ依リ之ヲ完納セシムヘシ

但シ本文酒類売買ノ節若シ甲乙両管厅ニ交渉スルトキハ第七項ニ準シ其ノ手続ヲ為スヘシ、尤製成ノ酒類ヲ検査シ及ヒ其ノ石数ニ係ル造石税徴收方等ハ乙管厅ニ於テ之ヲ為スヘシ

第四十四項 稅則第十八条葡萄酒及ヒ麦酒ノ類トハ給テ西洋酒模製ニ係ルモノヲ謂フ、實際疑似ニ涉ルモノハ其ノ製造方法等ヲ詳記シ大蔵省へ稟議スヘシ

第六款 申牒期限

第四十五項 新規當業者人員ハ每一期分第六号雑形ニ依ヒ人名表ヲ調製シ其ノ期十月十五日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

第四十六項 一期造酒見込届出ノ種目石数ハ第七号雑形ニ依ヒ種目石数表ヲ調製シ其ノ期十一月十五日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

第四十七項 前項届出ノ後造酒石数ノ増減ハ第八号雑形ニ依ヒ増減表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ租税局へ送付スヘシ

シ

第一次

三月三十一日マテ

届出タル分

四月十五日限

第二次

四月三十日マテ

届出タル分

七月十五日限

第三次

七月三十日マテ

届出タル分

九月十五日限

第四十八項

造酒検査済石数ハ第九号雑形ニ依ヒ石高表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ租税局へ送付スヘシ

第一期

三月三十一日マテ

検査済ノ分

四月十五日限

第二期

六月三十日マテ

検査済ノ分

七月十五日限

第三期

八月三十日マテ

検査済ノ分

九月十五日限

第四十九項

免許鑑札受私ヘ每一期分第十号雑形ニ依ヒ計算表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

第五十項

返納鑑札消却ノ分ハ第十一号雑形ニ依ヒ人名表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

第五十一項 免許税造石税ハ每一期分第十二号雑形ニ依ヒ税表ヲ調製シ翌期十月三十日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

第五十二項 本税第十一項造石税免除酒類ノ種目石数ハ每一期分第十三号雑形ニ依ヒ種目石数表ヲ調製シ、製造見込高ハ其ノ期十一月十五日限り、製成高ハ翌期十月十五日限り差立テ租税局へ送付スヘシ

(第一号雛形以下省略ス)

(法令全書)

9 明治13年9月 醫麴營業税則

[太政官布告]第四十一号(九月二十七日 輪廓付) [明治十三年]

醫麴營業税則別冊ノ遙相定本年十月一日より施行候事、此ノ旨布告候事

(別冊)

醫麴營業税則

第一章 免許鑑札 営業税

第二条 凡ソ醫麴ノもとラ製造シニ営業セント欲スル者バ其ノ管轄府ニ願出製造場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受ケ、一期営業税トシテ左ノ通納ムヘシ

醫麴營業税 金五十円

第一条 営業免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期トス

第三条 一期中何月ニ新規免許ヲ受クタル者ハ直ニ管轄府ヘ納ムヘシ

第四条 免許ヲ受ケタル者ハ其ノ一期中販売見込ノ石数毎年十月中管轄府ニ届出ヘシ

第五条 販売ノ節ハ其ノ石数並ニ購求者居所姓名及ヒ年月日等遺漏ナク帳簿ニ記載シ置キ、翌年十月中管轄府ヘ差出シ

検査ヲ受クヘシ

第六条 免許鑑札亮賣讀与スル時ハ双方連印ノ願書ヲ管轄府ニ差出シ書換ヲ請フヘシ

第七条 免許鑑札失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシ時ハ管轄府ニ願出、再渡又ハ書換ヲ請フヘシ

第八条 免許ヲ受ケタル者ハ醫麴壳捌所ト醫シタル標札(免許鑑札ノ番号ヲ記載シ戸外ニ掲出スヘシ)

第二章 禁令・罰令

第九条 免許鑑札ハ貸借スルヲ許サズ

第十条 免許鑑札ヲ受ケス醫麴ヲ営業スル者ハ科料トシテ其ノ営業税二倍ノ金額ヲ徴スヘシ

第十二条 前項ノ外販売ノ節石数並ニ購求者ノ居所姓名等ノ記帳ヲ怠ルカ其ノ他本則ニ違犯スル者ハ、科料トシテ一円ヨリ少ナカラス五十円ヨリ多カラサル金額ヲ徴スヘシ

(法令全書)

10 明治13年11月 醫麴營業税則取扱心得書

[大蔵省達]乙第四十号(十一月二十四日 輪廓付) [明治十三年]

府 績

本年九月第四十一号ヲ以テ醫麴營業税則御布告相成候ニ付右取扱心得書別紙之遙相定候事、此ノ旨遙達候事

(別紙)

醫麴營業税則取扱心得書

第一款 営業免許

第一項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員数ヲ見積リ租税局ヘ申出之ヲ受取置クヘシ

第二項 免許鑑札雑形及ヒ其ノ記載方ハ第一号図式ソ如シ

第三項 製造場ハ倉庫ノ棟数ニ拘ラス都テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ

第四項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引続免許ヲ譲フ者アルトキハ最初授与シタル鑑札差出サセ、

其ノ鑑札ノ裏面ヘ概期ノ免許証印^{第主若用如シ}捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ

但シ鑑札裏面余白尽キタルトキハ更三新鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許証印ハ左ノ雑形ノ如ク各府県厅ニ於テ調製スヘシ

但シ其ノ証印方郡区長ヘ委任ノ向ト雖モ各府県厅ニ於テ之ヲ調製シ相渡スヘシ

明治何年一期

細輪廓 角切 字体楷書
印肉朱 寸法 竪幅曲尺一寸四分

醸麹營業免許之証

横幅曲尺四分

第六項 稅則第六条免許鑑札完賣譲与ノ節其ノ書換方若シ甲乙両管厅ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札ヲ添ヘ、甲管厅^{完済被認入者在ノ管厅}三田願セシメ、甲管厅ニ於テハ乙管厅^{税吏課受取人ノ管厅へノ添翰}ハ取扱キタル旨明記スヘシ作リ之ヲ下渡シ、乙管厅ニ於テハ甲管厅ニ添翰ニ拵リ書換鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ

但シ製造場転換ノ為メ鑑札書換方両管ニ交渉スルモノモ本項ノ手続ニ拵ルヘシ

第七項 廃業ノ者ヘ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ

第八項 廃業並書換等ノ返納鑑札ハ各府県厅ニ於テ取締メ、十年当省乙第七号達ニ拵リ不取締無之様消却スヘシ

第九項 税則第八条戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雑形ニ做ヒ調製セシムヘシ

寸法竪幅曲尺三尺 橫幅曲尺八寸
「免許鑑札ノ番号」

第何号	醸 麹 売 涩 所
何 県	府 郡 区
何 村	町 郷
某	番 地

第十項 税則第五条實上帳簿差出シタルトキハ其ノ記載ノ石数及ヒ購求者居处姓名等精観ニ検査ヲ遂ケ検印ノ上下渡スヘシ、而シテ該帳簿ハ當業中之ヲ保存セシムヘシ

第十一項 営業取締ノ為メ便宜ニ主任官出張シ之ヲ点検スヘシ

第二款 申牒期限

第十二項 税則第四条販売見込ノ石数ハ第一期分第一号雑形ニ做ヒ石数表ヲ調製シ其ノ期十一月十五日限り差立テ租税局^{送付スヘシ}

税局^{送付スヘシ}

但シ本文届出ノ後其ノ増減ハ三箇月毎ニ取締メ製表ノ上翌月十五日限り差立テ租税局^{送付スヘシ}

第十三項 新規営業人員ハ三箇月毎ニ取締メ第三号雑形ニ做ヒ人名表ヲ調製シ翌月十五日限り差立テ租税局^{送付スヘシ}

第十四項 免許鑑札受払ハ每一期分第四号雑形ニ做ヒ計算表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局^{送付スヘシ}

第十五項 返納鑑札消却ノ分ハ第五号雑形ニ做ヒ人名表ヲ調製シ翌期十月十五日限り差立テ租税局^{送付スヘシ}

（シ）

第十六項 営業税ハ每一期分第七号雑形ニ依ヒ税表ヲ調製シ翌期十月十五日限リ差立テ租税局ヘ送付スヘシ
第十七項 販売シタル石数ハ每一期分第七号雑形ニ依ヒ石数表ヲ調製シ翌期十一月十五日限リ差立テ租税局ヘ送付スヘシ

(第一号雑形以下略ス)

(法令全般I)

11 明治15年12月 酒造税則附則

〔太政官布告〕第六十一号(十二月二十七日 輪廓村 大藏卿連署) [明治十五年]

酒造税則附則

第一条 自家用料ノ酒類(飲料ニ用ヒ發油等ニ混和シ及ヒ其ノ他ノ用ニ供スルモノ)ヲ製造スル者ハ官府ヘ届出製造免許鑑札ヲ受ケ鑑札料金八十錢ヲ納ムヘシ

第二条 免許ハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ一期トス

第三条 自家用料ノ酒類ハ一家内ニ於テ一期製造高一石(一石以上總石數ヲ合算ス)ヲ超ユルヲ得ス、若シ之ヲ超ユル時ハ總テ本則ニ従フヘシ

第四条 自家用料ノ酒類ハ其ノ住居セル一家ノ外ニ於テ之ヲ製造スルヲ得ズ

第五条 自家用料ノ為メ製造シタル酒類ハ之ヲ充捌クヲ得ス

第六条 自家用料ヲ酒類ヲ製造スル者免許鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ代替・改名・転居セシ時ハ管庁ニ申出再渡又ハ

審換ヲ請フヘシ

第七条 自家用料ノ酒類ヲ製造スル者ハ主任官隨時ニア検査スヘシ

第八条 第一条・第三条・第四条・第五条ヲ犯シタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、仍本犯罪ニ係ル物品及器械ヲ没収ス、之ヲ充捌キタル者ハ其ノ代価ヲ追徵スヘシ

第九条 此ノ規則ヲ犯シタル者ニハ本則第三十七条及ヒ第三十八条ヲ適用ス

(法令全般II)

12 明治16年2月 自家用料酒免許鑑札

〔大蔵省達〕第九号(二月二十日 輸齊付) [明治十六年] 府県

客年十二月第六十一号布告ヲ以テ、十三年九月第四十号布告酒造税則改正追加相成候ニ付、同年十一月当省達乙第二十九号酒造税則取扱心得書中左ノ追加相成候事、此ノ旨相達候事

酒造税則取扱心得書中追加

第五十三項 自家用料酒類免許鑑札ハ酒類製造免許鑑札ノ雑形ニ拠リ府県厅ニ於テ調製ノ上酒造官業者ニ準シ之ヲ下渡スヘシ

但シ鑑札面酒類製造官業免許鑑札トアルヲ自家用料酒類製造鑑札ト記スヘシ

第五十四項 自家用料酒類製造ノ者ハ其ノ種目及造石高ヲ管轄厅ヘ届出サシムヘシ
但シ造高ノ増減及ヒ其ノ種目ノ変換等ハ其ノ都度届出サシムヘシ

第五十五項 自家用料酒類製造免許料ノ徵収及ヒ造石検査ノ場合ニ於テハ酒造業者ニ準シ之ヲ取扱フヘシ
第五十六項 自家用料酒類製造免許料及ヒ造石届高ハ別紙雑形ニ依ヒ每一期分調整シ、翌期十月三十日限り差立租税

局ヘ送付スヘシ

(別紙略ス)

(法令全書)

13 明治17年8月 酒造税則取扱心得書

〔大藏省達〕第六十四号 〔明治十七年〕(八月三日)

府県
〔南都津浦相模根室ノ四縣ヲ除ク〕

明治十三年十一当省乙第三十九号ヲ以テ酒造税則取扱心得書相達候處、爾後該税則改正追加相成候ニ付右取扱心得書別冊之通改正候条、本年十月一日ヨリ之ニ照準シ取扱ヘシ

但シ別冊ハ主税局ヨリ送付スヘシ

右相達候事

(別冊)

酒造税則取扱心得書

第一款 営業免許

第一項 免許鑑札ハ予メ授与スヘキ員数ヲ見積リ主税局ヘ申出之ヲ受取置クヘシ

第二項 免許鑑札記載方ハ第一号雑形ノ如シ

第三項 酒造場ハ倉庫ノ棟數ト製酒ノ種類トヲ問ハス都テ其ノ一区域ヲ以テ一ヶ所トシ免許鑑札ヲ授与スヘシ
但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ貯置スルニ止ルモノハ酒造場ノ附屬トスルコトヲ得ヘシ

第四項 免許鑑札ハ其ノ年一期有効ノモノトス、故ニ引続キ免許ヲ請フモノノアルトキハ最初授与シタル鑑札ヲ差出サセ、其ノ鑑札ノ裏面ヘ該期ノ免許証印ヲ捺シ再ヒ之ヲ授与スヘシ

但シ裏面余白尽キタルトキハ更ニ新鑑札ヲ授与スヘシ

第五項 免許証印ハ左ノ雑形ノ如ク各府県庁ニ於テ調製スヘシ

明治何年一期
酒造免許ノ証
細輪郭
字体楷書
寸法
縦幅曲尺一寸四分
横幅曲尺四分
印肉朱

第六項 引続營業ヲ為サントスル者ハ毎年十月一日マテニ出願センムヘシ、之ヲ過クレハ都テ新規ト心得ヘシ

第七項 二人以上資力ヲ合シ組合營業ヲ為サントスルモノハ其ノ組合員ノ連名ヲ以テ願出シメ、会社ヲ設ケ營業ヲ為スモノハ頭取ノ名ヲ以テ願出シムヘシ

但シ免許鑑札面ニハ誰外何人ト記シ又ハ頭取ノ名ヲ記載スヘシ

第八項 十五年第六十一号公布以前ヨリ引続營業スルモノハ甲種トシ、該公布以後營業スルモノハ乙種ト為シ取扱ヘシ

但シ乙種ニ授与スル免許鑑札ニハ人名ノ肩ニ乙種ノ二字ヲ記入シ、又醉元用酒類ヲ製造スル者ハ醉元用ノ三字ヲ冠スヘシ

第九項 稅則第五条代人ハ其ノ營業熟知ノモノヲ以テ定メ裏印ヲ捺シタル委任状ヲ付与セシム、其ノ人名ヲ届出シムヘシ

但シ幼少其ノ他事故アリテ後見人ヲ置クトキハ委任状ヲ付与スルノ限ニアラスト雖モ、後見人事故アリテ代人ヲ置クトキハ本項ニ拠リ後見人ヨリ委任状ヲ付与セシムヘシ

第十項 稅則第六条免許鑑札売買譲与ノ節其ノ書換方、若シ甲乙兩管厅ニ交渉スルトキハ双方連署ノ書面ニ免許鑑札ヲ添ヘ甲管厅税額譲入人へノ添付該酒免許鑑札且免許鑑札ノ作リ之ヲ下渡所在ノ管厅ニ出願セシメ、申管厅ニ於テハ乙管厅税額譲受人へノ添付該酒免許鑑札且免許鑑札ノ作リ之ヲ下渡所在ノ管厅ニ於テ甲管厅ノ添輪ニ拠リ書換、鑑札ノ下渡方ヲ為スヘシ

但シ酒造場転換ノ為メ鑑札書換方両管厅ニ交渉スルモノモ本項ノ手続ニ拠ルヘシ

第十一項 廃業ノ者ハ其ノ届出ノ節免許鑑札ヲ返納セシムヘシ

第十二項 廃業並三晝換等ノ返納鑑札ハ各府県厅ニ於テ取締メ、十年当省乙第七号達ニ拠リ不取締無之様消却スヘシ

第十三項 稅則第十八条造石税免除ノ酒類ハ其ノ造石ニ制限ナシト雖モ、一期製造見込ノ種目石数等總テ税則第二十六条ニ拠リ届出シムハ勿論、一期製造ノ分ハ其ノ石數翌期十月中ニ届出シムヘシ

第十四項 稅則第二十六条造酒見込ノ種目トアルハ清酒・濁酒・燒酎・酒精・再溜酒精・白酒・味淋・銘酒ト其ノ種目毎三掲記セシム、同条但書見込石数ノ増減ハ勿論其ノ造り方法ノ変換トモ届出テシムヘシ

但シ銘酒ハ直シ酒・保命酒・桑酒・養老酒・菊酒・紫藤酒・あられ酒・南蛮酒等、各酒名ヲ分記セシムヘシ

第十五項 稅則第二十七条酒造ニ属スル倉庫納屋等ノ諸建物ハ其ノ構造詳細絵図面ヲ製シ且諸器械ノ員数トモ取調、免許ノ節之ヲ差出サシムヘシ

但シ増減及変換等アルトキハ其ノ時々更ニ之ヲ差出サシムヘシ

第一 何 号	
清 酒 何 石 造	免許鑑札ノ番号
何 県 国 郡 区 町 村 番 地	何 某

第十六項 稅則第二十八条戸外ニ掲出スヘキ標札ハ左ノ雛形ニ倣ヒ調製セシムヘシ

但シ石数ハ最初届出ノ見込高ヲ掲記シ増減アルトキハ其ノ時々紙札ヲ貼付シ之ヲ更訂セシムヘシ

寸法堅幅曲尺三尺横幅製酒種類ノ數
ニ依リ適宜ニ定ムヘシ

酢元用酒類ヲ製造スルモノハ酢元用
何酒何石造ト掲記スヘシ

第十七項 营業者ノ居所ト酒造場ト甲乙兩管厅ニ交渉スルモノハ都テ酒造場所在ノ管厅ニ於テ免許鑑札ヲ授与シ、
造酒検査及徵稅方法取扱フヘシ

第二款 諸器械調査

第十八項 稅則第二十条第一項酒造用諸器械中桶類ノ新製修繕ヲ届出ルトキハ其ノ時々主任官員出張シテ左ニ掲クル
所ノ丈量法及算則ニ拠リ詳密ニ調査ヲ遂ケ、桶ノ側面ハ左ノ件々掲載シ管厅ノ烙印ヲ為スヘシ
但シ文字ハ磨滅消除セサルモノヲ以テ之ヲ書記スヘシ

番号

口径

何程

胴径

何程

底径

何程

深サ

何程

石数

調査年月日

調査人官姓名

酒造桶類丈量法

口径頭ヨリ一寸
下リタル所・胴径腰盤面ハ中央・底径底盤面ハ前後左右中心等ノ内測リニテ、縦横 \oplus 団ノ如ク度リ、此ノ縦横径ヲ和シ、之ヲ二ニテ除シ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前後左右中心等孰レモ底ヨリ口径迄ノ間ラ丈量シ、之ヲ和シ五ニテ除シ以テ定ムヘシ

但シ尺度ハ孰レモ曲尺ヲ用ヒ分位ニ止メ厘以下切捨ツヘシ

算則

口径ト胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

胴径ト底径ノ和ヲ自乗シ乙トス

口径ト底径ノ和ハ胴径ヲ乘シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ残數ニ深サ及ヒ〇〇四〇三八四四換算ノ一位ヲ石位トシ丈数尺位ヲ一位トスラバ
分位ニ止メ尺位ヲ一位トスラバ乗シ之ヲニテ除シ容積ヲ

得ル

但シ石数ハ合位ニ止メ以下切捨ツヘシ

第十九項 桶類容量ハ總テ桶類三準シ之ヲ査定スヘシ、其ノ準シカタキモノハ便宜適実ノ方法ヲ以テ之ヲ査定スヘシ

但シ番号石数等ハ木札ニ記載シ之ヲ正面ニ付シ置カシムヘシ

第二十項 桶甕類ノ番号ハ倉庫ノ數ト酒類ノ種別トニ抱ハラス總テ酒造場一ヶ所毎ニ起量シ、桶甕類ノ總數ニ応シテ其ノ順次ヲ定ムヘシ

但シ桶甕ノ外諸器械ハ番号ヲ付スルニ及ハスト雖モ、管庁ノ烙印ヲ捺シ得ルモノハ之ニ烙印ヲ為スヘシ

第二十一項 純桶水桶等ノ類ニシテ全ク酒類ノ容レサル分ハ丈量ニ及スト雖モ、番号ヲ記載シ之ニ烙印ヲ為スヘシ

但シ酒造場内ニ於テ酒類ヲ容ル、桶甕類ハ都テ丈量ノ調查ヲ受ケシムヘシ

第二十二項 調査済ノ桶甕類充買、譲与・貸借又ハ返却スルトキハ其ノ旨双方連署ノ書面ヲ以テ届出サセ、其ノ充買

譲与スルモノハ主任官員出張ノ上其ノ桶甕類ノ番号ヲ書換、其ノ貸借スルモノハ仮順番号ヲ記載シ其ノ當業者ニ非ラサルモノハ壳渡スカ、又ハ破解スルモノハ桶側面記載ノ件々ヲ削除スヘシ

第二十三項 稅則第二十一条項ハ事故アリテ一時酒造場外へ移スモノヲ謂フ、此ノ場合ニ於テハ其ノ移スヘキ事故及場所トヲ調査シ、不取締ナシト視認ルモノニ限り聽許スヘシ

第三款 器械封緘

第二十四項 稅則第二十五条器械ノ封緘ハ各府県庁ニ於テ予メ一定ノ方法ヲ相立テ、搾り器械ハ酒槽ノ桶口並ニ男柱

ノ孔、蒸溜器械ハ兜釜等緊要ノ箇所ハ嚴重ノ封緘ヲ為スヘシ

第二十五項 前項封緘用紙ハ管庁ノ印章ヲ捺シタルモノヲ用ヒ毎次請書ヲ差出サシムヘシ

第四款 造石検査

第一十六項 造石検査ヲ為スヘキ酒類ハ桶甕トモ口頭ヨリ一寸ヲ減シ容レ量カシメ、毎桶甕トモ記載ノ石数ニ拵リ査定スヘシ

第二十七項 前項記載ノ石数ニ充タサルモノハ其ノ現在入実ノ石数ニ拵リ左ノ算則ヲ以テ調査スヘシ
入実胴径ヨリ以上ニアルトキハ其ノ容積面ノ直徑ヲ底径ト仮定スシ(此ノ白紙ヲ求ムルニハ入実胴径ニアルモノハ其ノ胴径ヲ假想シテ除シシテ口徑ヨリ深シテ仮定ノ口徑トス)

仮定ノ口徑ト胴径トノ和ヲ自乗シ申トス

仮定ノ口徑ト胴径トヲ相乗シコトダ

右甲ヨリ乙ヲ減シ胴径以上ノ入実深サ及ビ〇、〇四〇三八四四乘率ノ一位ヲ石位トシメ尺位ヲ一位トス以下単之

其ノ得ル石数ヘ胴径以下ノ石数ヲ合算スヘシ
乳美胴径ヨリ以下ニ在ルトキハ其ノ容積面ノ直徑ヲ口徑ト仮定ス(此ノ口徑ヲ求ムルニハ入実胴径ニアルモノハ其ノ胴径ヲ假想シ現在深サラ乗シニ値シ金没ニテ除シシテ口徑ヨリ深シテ仮定ノ口徑トス)

ヲ乗シ其ノ得ル石数ヘ胴径以下ノ石数ヲ合算スヘシ

第二十八項 稅則第十九条ニ拵リ酒造中ハ何酒類ヲ問ハス検査スヘキニ付酒もと及ヒ繩トモ前以テ申出サシメ、必ス之レカ検査ヲ為スヘシ

但シ造石検査ノ際參照ノ為メ左ニ掲タル所ノ諸帳簿ハ營業者ヲシテ必ス調製シ詳密記載セシムヘシ

酒造米元帳 仕込帳 酒粕目方帳

蒸溜帳 酒藏出帳 酒売上帳

第二十九項 酒類ノ火入津引ハ造石検査ノ後之ヲ為サシムヘシ

第三十項 造酒中他家ノ酒類ヲ買入ルモノハ時々其ノ石数ヲ届出サセ、時宜ニヨリ之ヲ検査スヘシ

第三十一項 稅則第十五条検査済ノ酒類ヲ変製(税則第一條ノ酒類ノ類似酒類ヲ三類ニ変製スルノ類)スルトキハ該条ニ拵ルヘシト雖モ、一酒類中ノ

変製(税則第一條ノ酒類ニ変製スルノ類)ニ係ルトキハ單ニ其ノ変製シタルモノニ就テ課税ノ石数ヲ査定スヘシ

第三十二項 稅則第十六条非常ノ損害ニ罹リタル酒類ハ水火震災並ニ腐敗等ノ為モハ其ノ外に防禦スヘカラサルモノニ限ルモノノス、此ノ場合ニ於テハ其ノ患況ヲ詳記シタル書面ヲ以テ届出シメ、時日ヲ遷サヌ主任官員出張シ実際詳密ニ検査ヲ遂ケ、事實相違ナシト視認ルトキハ造石税免除ノ手続ヲ為スヘシ

第三十三項 前項検査セシ酒類ヲ変製セント欲スルモノハ更ニ変製酒ノ種目並ニ石数トモ届出サセ、製成ノ上尚之ヲ検査スヘシ

第三十四項 檢査済ノ酒類並ニ古酒買入酒等ヲ粕漉ニスルトキハ其ノ時々届出サセ検査ヲ為シ、尚製成ノ上之ヲ検査スヘシ

但シ製成ノ上増石スルモノハ其ノ石数ニ課税スヘシ

第三十五項 潤酒白酒ハ都テ醪ノ儘ニテ検査シ造石税ヲ査定スヘシ

第三十六項 稅則第十八条造石税免除ノ酒類ハ造石検査ニ及ベスト雖モ取締ノ為メ主任官員出張便宜之ヲ点検スヘシ
第三十七項 十六年第四十二号公布第三項ニ拵リ管庁ヘ届出ヘキ製酢ハ取締ノ為メ主任官員出張便宜之ヲ点検スヘシ

第五款 課税区別

第三十八項 造石税納期以前免許鑑札ヲ亮貿讓与シ又ハ廢棄スル者ノ検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納セシムヘシ

第三十九項 営業中都合ニ依リ未製成ノ酒類ヲ販売スルモノハ其ノ旨届出サセ、検査ノ上其ノ石数ニ応シ税則第一条

ノ類別ニ拠リ課税スヘシ

但シ未製成ノ酒類ヲ同業者ニ売渡ストキハ双方連署ノ書面ヲ以テ届出シムヘシ、尤甲乙両管庁ニ交渉スルモノハ製成ノ酒類ヲ検査シ及其ノ石数ニ係ル造石税徵收方等ハ賣受人所在ノ管庁ニ於テ之ヲ為スヘシ

第四十項 稅則第十八条造石税免除ノ酒類ハ西洋模製ニ係ル葡萄酒ノ類素酒ノ類トス、其ノ疑似ニ涉及モノハ製造方法ヲ詳記シ當省へ稟議スヘシ

第六款 申牒期限

第四十一項 酒造見込石高及酒造場貢數並ニ検査済石高犯則人員等ハ第一号・第三号・第四号雛形三枚ヒ一ヶ月毎二報告表ヲ調製シ、翌月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十二項 造酒見込石高並ニ其ノ原質品目ハ第五号雛形三枚ヒ報告表ヲ調製シ左ノ期限ノ通り差立テ主税局へ送付スヘシ

第一回 十月ヨリ十二月マテノ分 一月十五日限

第二回 十月ヨリ四月マテノ分 五月十五日限

第三回 十月ヨリ八月マテノ分 九月十五日限

第四十三項 免許鑑札受払ハ每一期分第六号雛形三枚ヒ計算表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十四項 免許税造石税ハ每一期分第七号第八号雛形三枚ヒ税表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十五項 稅則第十八条造石税免除ノ酒類種目石数ハ每一期分第九号雛形三枚ヒ報告表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十六項 各酒類造石区分及現在石高並ニ清酒垂分合ハ第十号・第十一号・第十二号雛形三枚ヒ各表ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第七款 自家用料酒類
日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第四十七項 自家用料酒類免許鑑札ハ酒類製造業者免許鑑札ノ雛形三枚リ府県庁ニ於テ調製ノ上、酒造業者ニ準シ之ヲ下渡スヘシ
但シ鑑札面酒類製造免許鑑札トアルラ自家用料酒類製造免許鑑札ト記載スヘシ

第四十八項 自家用料酒類製造ノモノハ其ノ種目及造石高ヲ管庁ニ届出サシムヘシ
但シ造り高ノ増減及其ノ種目ノ変換等ハ其ノ都度届出サシムヘシ

第四十九項 自家用料酒類ハ時宜ニヨリ実地検査ヲ為シ其ノ他不取締之レナキ様取計フヘシ

第五十項 自家用料酒類製造免許鑑札料ノ徵収及造石検査ノ場合ニ於テハ酒造業者ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

第五十一項 自家用料酒類製造免許人員ハ第十三号雛形三枚ヒ一ヶ月毎ニ報告表ヲ調製シ、翌月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

第五十二項 自家用料酒類製造免許鑑札料及造石高ハ第十四号雛形三枚ヒ每一期分ヲ調製シ、翌期十一月十五日限り差立テ主税局へ送付スヘシ

〔雑形省略〕

14 明治19年8月 自家用料酒類製造者心得

大蔵省令第二十七号 明治十九年八月二十四日

自家用料酒類製造者心得

- 第一項 酒造税則附則第一条ノ届書ニハ該期造酒ノ種目及製造見込石高ヲ記シテ差出ヘシ
第二項 前項届出ノ後造酒種目ノ変換及ヒ製造高ヲ増減スルトキハ其ノ時々管庁ヘ届出ヘシ
第三項 免許鑑札ヲ受ケタル者ハ自家用料酒製造ノ標札ヲ戸外ニ掲出スベシ
第四項 免許鑑札ヲ失却毀損スルカ或ハ改名・代替・転居セシトキハ其ノ管管庁ニ届出再渡又ハ書換ヲ請フヘシ
第五項 第一項免許届書式第三項標札書式ハ府県知事ノ定ムル所ニ拠ル
第六項 第二項・第三項・第四項ヲ犯シタル者ハ一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

〔法令全書〕

15 明治21年3月 沖縄県酒類出港税則

勅令第十二号（官報 三月二十二日）〔明治二十一年〕

沖縄県酒類出港税則

- 第一条 沖縄県ヨリ酒類ヲ他府県へ輸出スルトキハ出港税トシテ酒類一石ニ付金三田ヲ賦課ス
第二条 出港税ヲ徵收スルタメ那覇港ニ船改所ヲ設置ス

第三条 荷主ハ酒類ヲ他府県へ輸出スルトキ出港税ヲ船改所ニ納メ船積免狀並ニ領收証ヲ受ケ船積スベシ

第四条 船長ハ船積免狀ニ照シ酒類ヲ船積シ出港前ニ於テ其ノ積石数ヲ船改所ニ届出ヘシ
那覇港外ノ地方ヨリ直ニ出航スルトキハ其ノ地方役所ニ届出ヘシ

第五条 沖縄県下ヨリ出港スル船舶ハ主任官吏ニ於テ検査スルコトアルヘシ

但シ其ノ官吏ハ主任官タルノ証票ヲ携帶スベシ

第六条 出港税ヲ納メス酒類ヲ他府県へ輸出セントシテ船積シ又ハ輸出シタル者ハ出港税金三倍ノ罰金三处シ、仍未

其ノ酒類ヲ沒收ス、既ニ売捌キタル者ハ其ノ代価ヲ追徴ス

第七条 第四条ノ届出ヲ為サヘル者ハ五円以上五十円以下ノ罰金三处ス

第八条 主任官吏ノ検査ヲ拒ム者ハ二十円以下二十円ノ罰金三处ス

第九条 此ノ税則ニ違犯シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重教罪俱発ノ例ヲ用ヒス

第十条 前条ノ場合ニ於テ家族雇人及嘱託ヲ受ケタル者又ハ乗組員ノ所犯ニ係ルモノト雖モ總チ其ノ荷主又ハ船長ヲ处罚スベシ

第十二条 此ノ税則ハ明治二十一年十月一日ヨリ施行ス

〔法令全書〕

16 明治21年7月 沖縄県酒類出港税則施行細則

大蔵省令第七号 明治二十一年七月七日

沖縄県酒類出港税則施行細則

第一条 酒類ヲ他府県へ輸出スル者ハ少ナクトモ出港二十四時間以前ニ左ノ項目ヲ記載シタル書面ニ税金相添ヘ那覇船改所ヘ申出、其ノ酒類ノ検査ヲ請ヒ船積免状及税金領收ヲ受クヘシ

一 酒類ノ種目及石数

一 出港税額

一 容器ノ種類及箇数

一 荷主ノ族籍住所姓名

一 船名及船長姓名

一 出港地名

第二条 船改所ハ酒類ヲ検査スルニ当リ前条ノ書面ニ照シ石数不相当ト認ムルトキハ毎容器ノ開キ実量スルコトアルベシ

第三条 第一条ノ場合ニ於テ税金ヲ算出スルニハ酒類ハ各容器ノ杯量ヲ合計シ合位ニ、金員ハ座位ニ止メ、以下切捨ルモノトス

第四条 主任官船舶ノ検査ヲ為シ犯罪ヲ発見シ若クハ犯罪アリト認知シタルトキハ其ノ酒類又ハ犯罪者ト認メタル者ノ出港ヲ差止ムルコトアルベシ

第五条 出港差止中其ノ酒類ヲ出港シ若クハ出港シタル者ヘ二円以上二十円以下ノ罰金ニ處ス

(法令全書)

17 明治21年7月 輸出酒類戻税規則

勅令第五十四号（官報 七月十二日） 明治二十一年七月十一日

輸出酒類戻税規則

第一条 内國ニ於テ造石税ヲ賦課シタル酒類ヲ外国ニ輸出スルトキハ輸出港税關ノ検査ヲ受ケ置、輸入港税關ヲ通過シタル証憑ヲ得テ之ヲ輸出港税關ニ差出シ造石税ノ下戻ヲ請フコトヲ得、但シ其ノ証憑ヲ得タル後滿三箇年以内

ニ差出サヘル者ハ其ノ効力ヲ失フヘシ

第二条 造石税ノ下戻ヲ受ケタル酒類ヲ本邦ニ輸入シタルトキハ輸入港税關ノ検査ヲ受ケ陸揚ノ際其ノ戻税ハ之ヲ還納スベシ

第三条 本則施行ノ細則ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四条 本則ハ明治二十一年九月一日ヨリ施行ス

(法令全書)

18 明治22年9月 北海道の酒造税則未施行地に同則施行

法律第二十四号（官報 九月三十日） 明治二十二年九月二十八日

北海道ノ内明治十三年九月第四十号布告酒造税則ヲ施行セサル地方ニ本年十月一日ヨリ本則ヲ施行ス、但シ其ノ税率ハ当分左ノ通定ム

酒造免許税

酒造場一箇所三付 金二十円
酒類造石税

一類一石二付

金一円

二類一石二付

金三円

三類一石二付

金四円

税則施行ノ細則ハ大蔵大臣之ヲ定ム

(法令全書)

19 明治22年10月 酒造税則施行細則

大蔵省令第十四号 明治二十二年十月二十五日

酒造税則施行細則

第一条 酒造業者ノ免許ヲ得ントスル者ハ其ノ製造場ノ倉庫又ハ建物ノ棟数ト製酒ノ種類トヲ問ハス都テ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ願出ヘシ、但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ貯置スルニ止マリモノハ酒造場ノ付属トスルコトヲ得ヘシ

第二条 引続酒造業者ヲ為サントスル者ハ毎年十月一日マテニ願出ヘシ

第三条 二人以上資力ヲ合シ組合業ヲ為サントスル者ハ其ノ組合員ノ連名ヲ以テ願出、会社ヲ設ケ業者ヲ為サントスル者ハ頭取ノ名ヲ以テ願出ツヘシ

第四条 酒類ノ火入滓引ハ造石検査ノ後之ヲ為スヘシ

第五条 検査済ノ酒類並ニ古酒賣入酒等ヲ粕漉セントスルトキハ其ノ時々届出検査ヲ受クヘシ、但シ製成ノ上増^{石ス}ルモノノヘ其ノ石數ニ課税スルモノトス

第六条 営業中都合ニ依リ未製成ノ酒類ヲ販売スルモノハ其ノ旨届出検査ヲ受クヘシ

第七条 税則第十六条非常ノ損害ニ羅リタル酒類アル場合ハ其ノ実況ヲ証明シ直ニ管庁ニ届出ツヘシ

第八条 造石税納期以前免許鑑札ヲ売買譲与シ又ハ廃業スル者ハ検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納スヘシ
附則

第九条 第二条願出ノ期限ハ本年ニ限リ来ル十一月三十日迄トス

(法令全書)

20 明治23年8月 酒造税則施行細則

大蔵省令第二十号 明治二十三年八月二十日

酒造税則施行細則

第一条 税則第一條第一項ニ從ヒ製造免許ヲ受ケントスルモノハ其ノ原書ニ造石見込萬ア記シ、其ノ酒造場ノ倉庫又ハ建物ノ棟数トニ拘ハラズ總ニ其ノ一区域ヲ以テ一箇所トシ、之ニ關スル地所建物ノ坪数ヲ因面ニ製シ原書ニ添へ管庁ニ差出スヘシ、但シ一区域外ノ倉庫建物ト雖モ検査済ノ酒類又ハ酒造用諸器械ヲ貯置スルニ止マルモノハ、

管厅ノ許可ヲ受ケ酒造場ノ付属ト為スコトヲ得シ
免許ヲ受ケタル後造石見込高ヲ増加シ又ハ土地建物等ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ時々届出ヘシ
免許ヲ受ケタル者ニシテ翌期ニ引続キ営業ヲ為サントスルモノハ其ノ年十月一日迄三顧書ニ鑑札ヲ添ヘ管厅ニ
差出シ免許ノ証印ヲ受クヘシ

税則第一条第二項一二ノ年数ハ、处罚ハ宣告ノ日、滞納処分ハ完結ノ日ヨリ免許願出ノ日迄満三年トス

第二条 酒造場ヲ移動セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管厅ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

他ノ管轄地へ移転セントスルトキハ免許鑑札ヲ添ヘ管厅ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

第三条 免許鑑札ヲ売買譲渡セントスルトキハ双方連署ノ書面ニ鑑札ヲ添ヘ管厅ニ申出鑑札ノ書換ヲ請フヘシ、若シ

他管厅ニ交渉スルトキハ前条ノ手続ニ依ルヘシ

第四条 税則第一条二項ニ依リ微スヘキ保証物ノ種類左ノ如シ

有利公債証券

大蔵省証券

日本銀行株券

正金銀行株券

國立銀行株券

政府ノ保護ヲ受クル会社株券債券

府県郡市町村ノ公債証券

土地建物

第五条 前条保証物ノ保証価格ハ左ノ割合ニ依テ定ム

- 一 公債証書ハ明治二十三年勅令第四号第三条ノ価格ニ依ル
- 二 大蔵省証券ハ其ノ券面ノ金額ニ依ル
- 三 銀行会社株券債券府県郡市町村ノ公債証券ハ価格十分ノ八
- 四 土地建物ハ価格十分ノ六

第六条 税則第一条二項三ノ所有不動産ノ価格及ヒ保証物トシテ差出スヘキ株券・債券・公債・証券・不動産ノ価格ハ、各地現売買ノ価格ヲ標準トシテ地方長官之ヲ定ム

前項ニ依リ定メタル価格ニ付異議アルトキハ地方庁及ヒ其ノ所有者ヨリ各二名ノ評価入ヲ撰ミ価格ヲ評定セシメ、其ノ評定価格ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

第七条 税則第一条第二項ニ依リ立ル所ノ保証人ハ不動産ヲ有シ又ハ所得税ヲ納ムル丁年以上ノ男子ニシテ、地方長官ニ於テ相当ト認ムルモノニ限ル

第八条 保証物ハ土地建物ヲ除クノ外管厅ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第九条 当初ノ造石見込高ニ依リ其ノ営業ヲ免許シタルノ後更ニ造石スルトキハ之ニ相当スル保証物ヲ徵シ、又ハ保証人ヲ立テシムヘシ

第十一条 保証ヲ徵セシテ営業ヲ許可シタルモノ其ノ造石數ヲ増加シタルタメ其ノ所有不動産価格造石税四分ノ一ヲ下リタルトキハ保証物ヲ徵シ、又ハ保証人ヲ立テシムヘシ

第十二条 税則第十二条営業免許後不動産ヲ充渡譲渡及抵当ト為ス場合ニ於テハ其ノ不動産ノ位置・番号・名称・種

類・段別又ハ坪数及土地台帳記入ノ地価地租ヲ詳記シテ管庁ニ届出ツヘン

第十二条 酒造用容器ハ左ニ掲タル方法ニ依リ其ノ容積ヲ量リ所轄税検査員派出所ニ申出検査ヲ受クヘシ、但シ容器ニハ番号烙印及石数ノ記載ヲ受クヘシ

酒造桶類丈量法

口径ヨリ一寸、第一胴径口徑ヨリ全深四分、第二胴径口底径、第三胴径第一胴径分ノ下リタル箇所、底径底板面口徑下リタル箇所、第一胴径ノ下リタル箇所、第二胴径ノ中心、第三胴径第一胴径分ノ下リタル箇所、底径底板面テ縦横十寸ノ如ク度リ、此ノ縦横径ヲ和シ之ヲ二ニ除シ以テ定ム、深サハ其ノ酒桶ノ前後左右中心等孰レモ底面ヨリ口徑迄ノ間ヲ丈量シ之ヲ和シ五ニ除シ以テ定ムヘシ

算則

(一) 第二胴径以上ノ分

口径ト第一胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

第一胴径ト第二胴径ノ和ヲ自乗シ乙トス

口径ト第二胴径ノ和ヘ第一胴径ヲ乘シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ、残數ニ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乘シ之ヲ四ニ除シ、其ノ容量ヲ得ル

但シ石数ハ合位ニ止メ以下切捨ツヘシ

(二) 第二胴径以下ノ分

第二胴径ト第三胴径ノ和ヲ自乗シ甲トス

第三胴径ト底径ノ和ヲ自乗シ乙トス

第二胴径ト底径ノ和ヘ第三胴径ヲ乘シ丙トス

甲乙ノ和ヨリ丙ヲ減シ残數ニ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乘シ之ヲ四ニ除シ、其ノ容量ヲ得ル

右(1)(2)合算シ満量桶ノ石数ヲ得ル

第十三条 酒適用容器ヲ修繕シタルトキハ使用以前管庁ノ検査ヲ受クルモノトス

第十四条 瓢類及胴張桶其ノ他第十一ノ丈量法及算則ニ依リ実量ヲ得難シト認ムルモノハ便宜適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ測定スヘシ

第十五条 稅則第十条ノ検査ヲ受クヘキ酒類ハ其ノ容器ノ口頭ヨリ一寸ヲ減シ容レ置クヘシ、其ノ入実容器測定ノ全

数ニ充テサル端数ハ左ノ算則ニ依ルヘシ

入実第一胴径ヨリ以上三アルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ底径ト仮定ス此ノ底径ヲ求ムルニヘ口徑ヨリ第一胴径ヲ減シ空積ノ底径サヲ乗

入実第一胴径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ底径ト口徑トヲ相乗シ乙トス

右甲ヨリ乙ヲ減シ空積ノ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乘シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ現在ノ石数ヲ得ル

入実第一胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口徑ト仮定ス此ノ口徑ヲ求ムルニヘ口徑ヨリ第一胴径ヲ減シ空積ノ底径サヲ乗

仮定ノ底径ト第二胴径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ底径ト第二胴径トヲ相乗シ乙トス

右ヨリ乙ヲ減シ容積ノ深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乘シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ現在ノ石数ヲ得ル

入実第一胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口徑ト仮定ス此ノ口徑ヲ求ムルニヘ口徑ヨリ第一胴径ヲ減シ空積ノ底径サヲ乗

仮定ノ底径ト第二胴径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ口径ト第一胴径トヲ相乗シ乙トス

右甲ヨリ乙ヲ減シ容積面ヨリ第一胴径マテノ入実深サ及〇、〇四〇三八四四ヲ乘シタルモノニ第二胴径以下ノ石数ヲ加ヘ、現在ノ石数ヲ得ル

入実第三胴径以上若クハ以下ニアルトキヘ前項ニ達処スヘシ

第十六条 稅則第十七条ニ依リ酒類ヲ変製セントスルトキハ更ニ其ノ変製スヘキ酒類ノ種目及石数ヲ届出テ製成ノ上尚検査ヲ受クルモノトス

第十七条 檢査未済ノ酒類腐敗其ノ他ノ事故ニ依リ減量若クハ廃棄ニ属シタルトキハ直ニ所轄税検査員派出所ニ届出検査ヲ受クヘシ

第十八条 稅則第十八条造石税免除酒類ハ一期中製造石高ヲ翌期十月中ニ届出シヘシ

第十九条 檢査済酒類及古酒買入酒等ヲ粕漉ニスルトキハ其ノ時々届出検査ヲ受ケ尙製成ノ上検査ヲ受クルモノトス

但シ此ノ場合ニ於テ増石スルモノハ其ノ石数三課税スルモノトス

第二十条 清酒ハ搾リ揚ケ滓引以前、濁酒白酒ハ醪ノ餌、其ノ他ノ酒類ハ製成ノ上造石数ノ検査ヲ受クヘシ

第二十一条 造石税納期以前免許鑑札ヲ売賣譲与シ又ハ廢棄スルモノヘ検査済酒類ニ係ル造石税ハ其ノ節之ヲ完納ス

ヘシ

第二十二条 営業人ハ左ノ帳簿ヲ調製スヘシ

酒造原品受払帳

仕込帳

酒粕貯方帳

酒類貯入帳

蒸溜帳

変製酒類原品受払帳

酒類倉出帳

酒類貯上帳

酒類貯入帳

第二十三条 此ノ細則ニ関スル帳簿記入方其ノ他營式等ノ手続ヘ地方長官之ヲ定ム

附則

第二十四条 第十二条ハ此ノ細則実施以後新調修繕ニ係ル分ヨリ施行ス

第二十五条 第十五条ノ場合ニ於テ旧丈量ノ容器ニ係ルモノハ左ノ算則ニ依ルヘシ

入実胴径ヨリ以上ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ底径ト仮定ス(此ノ底径ヲ求ムルニハ口徑ヨリ腰幅アラモノハ口徑ヨリ腰幅二倍シ金深ニテ除シ、之ヲ口徑ヨリ腰幅シテ之ヲ底径トス)

仮定ノ底径ト口径トノ和ヲ自乗シ甲トス

仮定ノ底径ト口径トヲ相乗シ乙トス

右ヨリ乙ヲ減シ空積ノ深サ及ヒ〇、〇四〇三八四四位ニ止メ尺盤ヲ一位トス以下既之ヲ乘シ得ル数ヲ桶面記載ノ石数ヨリ減シ、現在ノ石数ヲ得ル

入実胴径ヨリ以下ニアルトキハ其ノ容積面ノ直径ヲ口徑ト仮定ス(此ノ口徑ヲ求ムルニハ入実胴径アルモノハ其胴径ヲ仮定ノ口徑ヲ乗シ二倍シ金深ニテ除シ、之ヲ口徑ヨリ腰幅シテ之ヲ底径トス)

二底径ヲ加ヘテ仮定ノ口徑トス

仮定ノ口徑ト底径ノ和ヲ自乗シ甲トス

右ヨリ乙ヲ滅シ現在ノ深サ及ヒ〇、〇四〇三八四四ヲ乗シ現在ノ石数ヲ得ル

〔法令全書〕

21 明治23年9月 間接国税犯則者処分法

法律第八十六号(官報 九月二十二日) 明治二十三年九月二十日

間接国税犯則者処分法

第一章 犯則事件取調

第一条 間税官吏間接国税ニ觸スル犯則者アルコトヲ認知シ若ヘ思料シタルトキハ其ノ家宅倉庫其ノ他ノ場所ニ立入り、証憑集取ヲ為スコトヲ得

犯則者他人ノ家屋倉庫其ノ他ノ場所ニ犯則ニ係ル物件ヲ藏匿スト思料スルトキハ間税官吏其ノ場所ニ立入証票集取ヲ為スコトヲ得

間税官吏証憑集取ヲ為ストキハ間税官吏タルノ証票ヲ携帯スヘシ

第二条 前条ノ場合ニ於テ犯則者若ヘ犯則ニ係ル物件其ノ間税官署ノ管轄区域外ニ在ルトキハ其ノ地ノ間税官署ニ証憑集取ヲ嘱托スルコトヲ得

第三条 間税官吏ハ犯則事件ノ捜査ニ關シ必要ナリト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四条 間税官吏証憑集取ヲ為ストキハ本人若ヘ其ノ同居ノ親族又ハ傭人ヲシテ立会ヘシムヘシ、本人及同居ノ親族傭人俱ニ其ノ家ニ在ラサルトキハ警察官吏又ハ市町村吏員若ヘ隣佑二名以上ヲ立会ヘシムヘシ

第五条 間税官吏家宅搜索及物件差押ヲ為スハ日出ヨリ日没マテノ間ニ限ルヘシ、但シ現行犯ノ場合又ハ店舗ヲ公開シ商品ヲ店頭ニ展列シタル時間ニ於テハ此ノ限ニアラス

第六条 間税官吏臨検ヲ為スニ際シ犯則者及証人ノ陳述ヲ聽クコトヲ必要トスルトキハ之ヲ學問スルコトヲ得

第七条 間接官吏証憑集取ノ処分ヲ為スニ由リ犯則物件ヲ發見シタルトキハ之ヲ差押ヘテ封印若ヘ認印ヲ為シ、差押目録ヲ作り、市町村吏員又ハ隣佑若クハ本人ニ之ヲ預ケ其ノ預リ証ヲ徵スヘシ、若シ之ヲ間税署若ヘ間税分署ニ送致シタルトキハ其ノ領收証ヲ取置クヘシ

差押物件ヲ市町村吏員若ヘ隣佑ニ預ケ又ハ間税署若ヘ間税分署ニ送致シタルトキハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ本人ニ交付スヘシ

第八条 間税官吏ハ前款記載シタル处分中何人ニ限ラス其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁スルコト得

第九条 間税官吏証憑集取ノ処分ヲ為シタルトキハ自ラ其ノ調書ヲ作り之ヲ本人ニ説明カセ本人ト共ニ署名捺印スヘシ、本人署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ付記スヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 本人ノ氏名・年齢・身分・職業・住所
- 二 犯則事件発見ノ手続及日時場所
- 三 事實ノ尋問ヲ為シタルトキハ其ノ尋問及陳述
- 四 差押ヘタル証拠物件及種類数量並ニ本人ノ物件ニ對スル弁解

第十一条 間税官吏犯則事件ノ取調ヲ終リタルトキハ処分請求書ヲ作り一切ノ書類物件ト俱ニ管轄間税署長又ハ分

署長ニ差出スヘシ

第十一條 間税署長又ハ分署長ハ犯則事件ノ調査及其ノ他ノ書類ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ犯則ト認ムル理由ヲ明示シ、罰金ニ該ル者ハ其ノ罰金ニ相当スル金額、没収ニ該ル者ハ没収スヘキ物品並ニ第十六条ノ費用ヲ其ノ署ニ納付スヘキ通告書ヲ作り之ヲ本人ニ送達スヘシ

前項ノ処分ハ罰金及没収品ノ価額合計三十円ヲ超エサルトキニ限リ間税分署長之ヲ為シ、其ノ他ハ間税署長之ヲ為スモノトス

第十二条 犯則者前条ノ通告書ヲ受ケ通告ノ旨ヲ承諾スルトキハ七日内ニ履行スヘシ、此ノ期限ヲ過キ履行セサル者ハ間税署長若クハ分署長ヨリ管轄裁判所ニ告発スヘシ

第十三条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同事件ニ付刑事又ハ公民事ノ訴ヲ為スコトヲ得ス

第十四条 間税官吏犯則事件ヲ覺知シタル場合ニ於テ本人ノ住所分明ナラス若クハ犯則事件葉録又ハ拘留(セイロ)ニ該ルモノト認ムルトキ、又罰金若ハ税金ヲ完納スルノ資力ナキ者ト認ムルトキハ該事件ヲ管轄裁判所ニ告発スヘシ

犯則者物件ヲ遺留シテ逃走シタルトキハ間税官吏其ノ物件ヲ差押ヘテ調書ヲ作り告発ノ手続ヲ為スヘシ

第十五条 間税官吏ハ左ノ場合ニ於テハ犯則者ヲ管轄裁判所ニ引致シ其ノ事件ヲ告発スヘシ

一 犯則者逃走ノ恐アルトキ

二 証憑湮滅ノ恐アルトキ

第三章 雜則

第十六条 書類送達費及差押物件ニシテ本人ニ還付スヘキモノ、運搬保管若クハ保存ニ要スル費用ハ犯則者之ヲ負担スヘシ

第十七条 間税署長若クハ間税分署長ハ差押物件腐敗其ノ他損失ノ處アルトキハ本人ノ承諾ヲ得テ之公売シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ差押物件還付ノ申渡ヲ為シタルトキハ其ノ代金ヲ還付スヘシ

第十八条 此ノ法律ニ於テ間税官吏トハ間接國稅ノ検査若クハ徵收ニ從事スル官吏ヲ謂フ

第十九条 間税官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス沒収物件又ハ差押物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十条 此ノ法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス、但シ北海道沖縄県及東京府管轄小笠原島伊豆七島ニハ當分之ヲ施行セス

(法令金書)

22 明治26年4月 酒精營業稅法

法律第十七号(四月二十一日) 明治二十六年四月二十日

酒精營業稅法

第一条 酒精(アルコール)又ハ他物ト混和シタル酒精ヲ販売スル營業者ヲ分テ左ノ二種トス

甲種營業人

本条ノ物品ヲ製造シ又ハ買入レ之ヲ自用者ニ非サル者ニ販売スル者

乙種營業人

本条ノ物品ヲ製造シ又ハ甲種營業人ヲ經由セシテ買入レ之ヲ自用者ニ販売スル者

第二条 本法ノ營業ヲ為サムトスル者ハ先ツ管庁ノ免許ヲ受クベシ

第三条 営業ノ免許ヲ受クル者ハ政府ノ定ムル所ニ從ヒ保証金トシテ十円以上千円以下ヲ現金又ハ國債証券ヲ以テ供託スヘシ

第四条 本法ノ税金ヲ滞納シタルトキハ保証金ノ一部又ハ全部ヲ以テ税金三充ツ、仍不足スルトキハ明治二十二年法律第三十二号國税滞納処分法ニ拠テ処分スヘシ

第五条 免許ヲ受ケタル者ハ左ノ算程ニ從ヒ營業税ヲ納ムヘシ

甲種營業人

酒精（アルコール）一石ニ付金二十五円ノ割合

乙種營業人

酒精（アルコール）一石ニ付金二十五円ノ割合

營業人ヲ經由セスシテ第一条ノ物品ヲ買取り消費スル者ハ本条ニ準シテ納税スヘシ

第六条 営業税ハ翌年一月三十一日限リ之ヲ納ムヘシ、但シ廢業スル者ハ其ノ際營業税ヲ納ムヘシ

前項ノ期限内ト雖モ營業税高第三条ノ保証金高ニ超過スルトキハ先ツ其ノ税金ヲ納メテ後之ヲ販売スヘシ

第七条 第一条ノ物品ヲ医薬用又ハ工薬用ニ供スル者（造酒家ヲ除ク）ハ勅令ヲ以テ定ムル所ノ規定ニ從ヒ其ノ營業税ノ免除ヲ請フコトヲ得

第八条 営業者ハ帳簿ヲ調製シ第一条物品ノ出入ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

前項ノ帳簿ハ主任官吏ノ検定ヲ受クヘシ

第九条 主任官吏ハ正当ノ命令ニ依リ營業者ノ營業ニ關スル帳簿物品等ヲ検査スルコトアルヘシ

第十条 無免許ニテ營業シタル者ハ其ノ現在酒類類及營業用ノ物品器械ヲ沒收シ營業税三倍ノ罰金ニ處ス、但シ已ニ売捌キタルモノハ其ノ代価ヲ追徴ス

第十二条 帳簿ノ調製記載ヲ怠リタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ處ス

金ニ處ス

第十三条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱発ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四条 本法ハ明治二十六年七月一日ヨリ施行ス

23 明治26年6月 酒精營業税法施行細則

大蔵省令第十号 明治二十六年六月一日

酒精營業税法施行細則

第一条 酒精營業ノ免許ヲ受ケントスル者ハ一箇年販売見込石量ヲ記載シタル願書ヲ管庁ニ差出シ、營業場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

營業場ハ倉庫建物ノ棟数ニ拘ハラズ總テ一区域ヲ以テ一箇所トス、其ノ区域外ニシテ營業物品ヲ貯置スルニ止マル場所ハ許可ヲ受ケ、營業場ノ付属トナゾコトヲ得

第二条 前条ノ願書ニハ税法第三条ノ制限内ニ於テ一箇年販売見込高ノ税金ト同額ナル現金又ハ国債証券ノ供託受領

証ヲ添フヘシ、但シ明治二十六年勅令第五十八号第二条ノ認許ヲ受ケントスル者ハ之ヲ要セス
營業免許後販売見込石量ヲ増加セントスルトキハ其ノ都度申出テ税法第三条ノ最高額ヲ限度トシ保証金ヲ追補
スルコトヲ得

第三条 免許鑑札ヲ受クル者ハ鑑札料二十銭ヲ納ムヘシ、第十条ノ場合ニ於テモ亦同シ

鑑札料ハ明治二十五年大藏省令第三号ニ依リ登記印紙ヲ以テ納ムヘシ

第四条 税法第三条保証三充ツル国債証券ノ種類及価格ノ割合左ノ如シ

一 有利国債証券

一 大藏省証券

国債証券ハ明治二十三年勅令第四号第三条ノ価格ニ、大藏省証券ハ其ノ券面ノ金額ニ依ル

第五条 營業者ハ酒精營業免許ト書シタル標札ニ免許鑑札番号ヲ書載シ之ヲ戸外ニ掲出スヘシ

第六条 免許ヲ受ケタル者ハ營業開始後七日以内ニ其ノ營業場ニ使用スル諸器械容器類ノ目録並ニ地所諸建物ノ図面ヲ所轄課分署ニ差出スヘシ、但シ累動ヲ生シタルトキハ其ノ時々届出ツヘシ

第七条 營業者ハ税法第八条ニ基キ營業ノ種類ニ從ヒ左ノ帳簿ヲ調製シ其ノ使用前所轄課分署ニ差出シ其ノ検定ヲ受クヘシ

一 酒精製造帳又ハ買入帳

一 酒精売上帳

一 製造原料品買入及遣払帳

税法第五条第二項ニ該当スル者ハ酒精買入帳及使用帳ヲ調製スヘシ

第八条 第七条ノ帳簿及左ノ帳簿書類ハ付添又ハ受授ノ翌年ヨリ三年ヨリ少ナカラサル期間保存スヘシ

一 營業二閱スル送状、仕切書及受取書

第九条 營業者ハ毎年其ノ販売酒精ノ石量又税法第五条第二項ニ該当スル者ハ其ノ消費高ヲ翌年一月七日限り管庁ニ届出ツヘシ、但シ營業者廃業ノトキハ其ノ際之ヲ届出ツヘシ

税法第六条第二項ノ場合ニ於テハ販売前其ノ超過スヘキ見込石量ヲ届出ツヘシ

營業税額ハ前各項ノ届出ニ依り地方長官之ヲ査定ス

第十条 營業場ヲ移転セントスルトキハ免許鑑札ヲ添へ管庁ニ申出テ添書ヲ受ケテ移転地ノ管庁ニ差出シ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ直ニ管庁ニ届出テ鑑札ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

第十二条 代替リノトキ又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ管庁ニ届出テ免許鑑札ニ変更ノ記入ヲ請フヘシ

第十三条 營業者及税法第五条第一項ニ該当スル者ニシテ酒類ヲ買入ルトキハ着後三日以内ニ所轄課分署ニ届出テ、左ニ掲クル書類ノ一若クハ其ノ他取引上証憑トナルヘキ書類ニ當該官吏ノ検印ヲ受クヘシ

一 荷物送リ狀

一 仕切書

一 代金領收書

第十三条 税法第五条第二項ニ該当スル者住所氏名ヲ変更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ所轄課分署ニ届出ツヘシ

第十四条 天災其ノ他ノ事故ニ依リ酒精ノ廢業ニ属シタルトキハ直ニ所轄關稅分署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第十五条 嘗業者廢業スルトキハ管厅ニ申出テ鑑札ヲ返納スヘシ

第十六条 第十二条ニ違犯シタル者ハ一円以上二十円以下ノ罰金ニ処シ、第五条・第六条・第八条・第九条・第十条

第十二条・第十三条・第十四条・第十五条ニ違犯シタル者ハ一円以上一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

(法令全書)

24 明治29年3月 酒造税法

法律第二十八号(官報 三月二十八日) 明治二十九年三月二十七日

酒造税法

第一条 此ノ税法ニ於テ酒類ト称スル清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酒精ノ六種トス

第二条 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ、其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三条 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マドヲ以テ酒造年度トス

第四条 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ応シ左ノ割合ニ従ヒ造石税ヲ課ス

第一種	清酒、味淋	一石	金七円
第二種	濁酒	一石	金六円
第三種	燒酎	一石	金八円

但シ当分ノ内北海道ニ於テハ渡島國一円、後志國ノ内八郡(穂谷郡、耽羅郡、久遠郡、安房郡、太始郡、郡、膽振國)内一郡山越郡ヲ除ク外各種一石ニ付金一円ヲ減ス

第五条 新ニ清酒製造ノ免許ヲ受クル者ハ造石高百石以上ニ非サレハ許可セス

第六条 造石税ノ納期ヲ分テ左ノ四期トス

第一期 七月一日ヨリ同十五日限

前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日マテ査定石数ニ係ル税額四分ノ一

第二期 九月一日ヨリ同十五日限

同上

第三期 翌年一月一日ヨリ同十五日限

同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテ査定石数ニ係ル税額ノ三分ノ一

第四期 翌年三月一日ヨリ同十五日限

前納額ノ残数

第七条 政府ハ酒類ヲ製造スル者脱税又ハ逋税ヲ課ルノ所為アリト認ムルトキハ前条ノ納期ニ拘ラズ造石税ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

第八条 酒類ノ造石数ハ製成ノ時之ヲ査定ス

酒類ノ造石数ヲ査定スルハ容器ノ容量ニ依ル、但シ清酒ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ査定石数百分之一以内ノ津引減量ヲ控除スルコトヲ得

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前各項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ証憑物件ニ就キ之ヲ査定ス

第九条 粕漬シタル酒類ハ粕漬三依リ増加シタル分ノミニ就キ其ノ造石数ヲ査定ス

第十一条 酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル醪ハ左ノ場合ニ於テハ濁酒ヲ製成シタルモノトシテ其ノ造石数ヲ査定ス

一 他人ニ譲渡ストキ

二 公売セラルヘトキ

三 飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供スルトキ

第十二条 左ノ酒類ニ係ル未納ノ造石税ハ之ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラスヲ免ルヘコトヲ得ス

第十三条 酒類ヲ製造スル者既ニ査定ヲ受ケタル酒類ノ造石数ニ對シテハ特ニ法律ヲ以テ定ムル場合ノ外其ノ造石税

一 災害ニ罹リ酒類ノ廃棄ニ屬シタルモノ

二 酒類ノ腐敗シテ廃棄ニ屬シタルモノ

三 腐敗シタル酒類ニシテ蒸溜酒ノ製造ニ供スルモノ

四 容器ノ損傷ニ依リ酒類ノ亡失シタルモノ

第十四条 酒類ヲ製造スル者ハ納稅保証トシテ造石税半額ニ相当ヘル保証物ヲ供スヘシ、保障物ニ閑スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 左ノ場合ニ於テハ保証物ヲ免除ス

一 相当ノ納稅保証人ヲ供シタルトキ

二 納稅保証トシテ造石税額ニ相当スル酒類ヲ保存スルトキ

三 造石税ヲ前納シタルトキ

第十六条 納稅保証人ハ酒類ヲ製造スル者造石税ヲ完納スル能ハサルトキハ納稅者トシテ其ノ義務ヲ負担スルモノトス

第十七条 酒類ヲ製造スル者納稅保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造

場外ニ移出スルコトヲ得ス
第十八条 酒類ヲ製造スル者ハ造石数査定前ニ於テ其ノ酒類ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十九条 収稅官吏ハ命令ノ規程ニ依リ酒類ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及酒類製造上必要ナル建築物、材料、器械其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第二十条 酒類ヲ製造セサル者酒母又ハ醪ヲ製造セムトスルトキハ政府ノ免許ヲ受ケ酒類ヲ製造スル者ト等シク其ノ検査監督ヲ受クヘシ

第二十一条 酒類ヲ製造セサル者其ノ製造ニ係ル醪ヲ飲料ニ供シ又ハ飲料トシテ譲渡シタルトキハ濁酒ヲ製造スル者トシ其ノ製造ニ係ル總石数ノ造石税ヲ課ス

第二十二条 免許ヲ受ケシテ酒類、酒類製造用ノ為酒母若ハ醪ヲ製造シ、又ハ他人ヨリ譲受ケタル酒母若クハ醪ヲ以テ酒類ヲ製造シタル者ハ五十円以上五百円以下ノ罰金ニ處ス

酒母ヲ以テ醪、濁酒、白酒、焼酎ノ一種又ハ數種ヲ通シテ三石以下ヲ製造シタル者ハ三十円以下ノ罰金ニ處ス、但シ本項前段ノ場合ニ於テ酒母ノ量数不明ナルモ其ノ製造シタル醪若クハ酒類ノ量数一種若クハ數種

ヲ通シテ三石以下ナルトキハ仍本項ニ依ル

第二十三項 酒類ヲ製造セサル者免許ヲ受ケヌシテ酒母又ハ醪ヲ製造シタルトキハ十斗以上百斗以下ノ罰金ニ処ス

第二十四項 酒類ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキハ、其ノ石數ノ造石税三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十五項 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作為シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石税ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ、其ノ石數ノ造石税三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十六項 納稅保證トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ他人ニ譲渡シタル者滞納処分ヲ受ケルモ仍稅金ヲ完納スルコト能ハサルトキハ、其ノ不足造石税ノ三倍ニ相当スル罰金若クハ科料ニ処ス

第二十七条 酒類製造用ト否ト問ハス其ノ製造シタル酒母又ハ醪ノ検査ヲ受ケサル者ハ十斗以上三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十八条 酒類ヲ製造スル者第十七条又ハ第十八条ノ禁令ヲ犯シタルトキハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

第二十九条 酒類ヲ製造スル者酒類ノ製造出入ニ関シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、帳簿ノ記載ヲ怠リタル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

第三十条 酒類ヲ製造スル者收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第三十一条 此ノ稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱発ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二条 酒類ヲ製造スル者ノ代理人、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ此ノ稅法ヲ犯

シタルトキハ製造主ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ此ノ稅法ノ处罚ヲ免ルコトヲ得ス

第三十三条 第二十九条乃至第三十二条ハ酒類ヲ製造セサル者ニシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者ニモ適用ス

第三十四条 酒類ヲ製造シタル者ハ其ノ製造ヲ廃止スルモ造石税完納前ニアリテハ、總テ此ノ稅法ノ規程ニ従フモノトベ

第三十五条 府県及市町村ハ此ノ稅法ニ依リ造石税ヲ課スル酒類ニ對シ特令アルモノヲ除キ、府県稅若ハ地方稅及市町村稅町村費ヲ課スルコトヲ得ス

附則

第三十六条 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引続酒類ヲ製造スルトキハ一年ノ製造石數一石以下ノ場合ニ限り總テ無稅トス

第三十七条 此ノ稅法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス、明治十三年布告第四十号・同年布告第四十一号・同十六年布告第四十二号及同二十二年法律第二十四号ハ此ノ稅法施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十九年九月三十日前検査済石數ニ係ル造石税三闋シテハ仍明治十三年布告第四十号ニ依ル

第三十八条 沖繩県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此ノ稅法ヲ施行セス

勅令第二百八十七号（官報 八月十八日） 明治二十九年八月十七日

酒造税法施行規則

第一条 酒類ヲ製造セムトスル者ハ其ノ酒類製造場及製造スヘキ酒類ヲ定メ其ノ居所氏名ヲ記シ地方長官ニ申請シ其ノ免許ヲ受クヘシ、但シ商事会社ヲ組織シテ酒類ヲ製造セムトスル者ハ合名会社合資会社ニ在テハ其ノ契約書體本ヲ添ヘ社員ヨリ、株式会社ニ在テハ発起認可書ノ體本及仮定款體本ヲ添ヘ發起人ヨリ申請スヘシ

本ヲ添ヘ社員ヨリ、株式会社ニ在テハ発起認可書ノ體本及仮定款體本ヲ添ヘ發起人ヨリ申請スヘシ

酒類ノ製造場ヲ移転セムトスルトキ又ハ製造スヘキ酒類ヲ変更セムトスルトキヘ地方長官ニ申請シ其ノ免許ヲ受クヘシ

第二条 酒類ノ製造場ハ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハズ總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面並ニ酒造用容器、器具、器械ノ目録ヲ調製シ、事業着手前ニ地方長官ニ提出スヘシ

前項ノ容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ圖面目録ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、酒類製造主ノ居所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 酒類製造主ヨリ前条第一項ノ目録ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ地方長官ハ其ノ容器、器具、器械ノ検定ヲ為スヘシ、其ノ検定後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五条 酒類製造主ハ毎酒造年度ニ於テ製造スヘキ毎酒類ノ見込造石數、製造着手ノ時期、製造方法及其ノ仕込數ヲ記載シ其ノ酒造年度開始前三地方長官ニ申告スヘシ

前項ニ依リ申告シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ、但シ製造方法ノ変更ニ係ルモノハ承認ヲ受クヘシ

第六条 酒類製造主ノ相続人ニ於テ其ノ製造事業ヲ繼続セムトスルトキハ其ノ當地方長官ニ申出製造繼續ノ免許ヲ受クヘシ

相続ノ場合ヲ除ク外酒類製造ノ事業ヲ引継カムトスル者ハ總テ第一條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ受クヘシ、此ノ場合ニ於テハ前製造主ハ酒造税法第二条ニ依リ其ノ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第七条 酒類ノ造石税ハ其ノ製造場所在ノ地方ニ於テ之ヲ徵收ス

第八条 酒類ノ造石数ハ容器ノ容量ニ依リ一容器毎ニ其ノ現在スル酒類ノ総量ニ就キ之ヲ査定スヘシ

第九条 清酒ノ造石数ヲ査定スルトキハ其ノ石数ヨリ百分ニヲ津引減量トシテ控除スヘシ、但シ犯則ニ係ル清酒ハ津引減量ヲ控除スルノ限ニ在ラス

第十条 酒類製造主自己ノ製造シタル酒類若ハ製造場外ヨリ移入シタル爾又ハ酒類ヲ以テ酒類ヲ製造シタルトキハ其ノ製成酒類ノ総石数ニ就キ造石数ヲ査定スヘシ

第十二条 酒造原料用品トシタル酒類ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費スルトキ若クハ公売セラルトキ又ハ製造場外ニ移出スルトキハ其ノ造石数ヲ査定スヘシ、但シ他ヨリ譲受シタルモノニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三条 酒類製造主酒類ヲ粕漬セムトスルトキハ着手前ニ其ノ数量時期等ヲ地方長官ニ申告スヘシ
收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項酒類ニ封緘ヲ付スルコトヲ得

第十四条 酒類製造主酒類ノ粕漉ヲ為シタルトキ其ノ原酒類ノ石数ヲ確証スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ総石数ニ就キ造石数ヲ査定スヘシ

第十五条 酒滓、酒粕、蒸溜粕ヲ使用シテ製造スル酒類ハ割水其ノ他如何ナル名称ヲ付スルモノ總テ其ノ造石数ヲ査定スヘシ

第十六条 酒類製造主其ノ製造用ニ供スル醪ヲ他人ニ譲渡シ若クハ飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供セムトスルトキハ其ノ旨直ニ地方長官ニ申報スヘシ

第十七条 酒母、醪又ハ原料用酒類ノ廢棄、亡失若クハ腐敗シタルトキハ酒類製造主ハ其ノ旨直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第十八条 酒造税法第十二条ニ依リ未納造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ其ノ事実ノ生シタルトキ直ニ地方長官ニ申請スヘシ

第十九条 前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ其ノ事実ヲ調査シ其ノ廢棄若ハ亡失ヲ認ムルトキ又ハ腐敗ノ為メ使用ノ途ナキヲ認ムルトキハ未納税金ノ免除処分ヲ為スヘシ

廢改酒ヲ以テ蒸溜酒ノ製造用ニ供スルモノハ未納税金ノ免除処分ヲ為シ其ノ酒類ハ焼酎又ハ酒精ノ原料品ノ取扱ヲ為スヘシ

第二十条 地方長官酒類ノ造石数ヲ査定シタルトキハ其ノ際酒類製造主ヲシテ酒造税法第十三条ニ依リ保証物ヲ提供セシムヘシ、但シ酒類製造主ハ見込造石数ニ依リ予メ保証物ノ提供ヲ申請スルコトヲ得

酒類製造主保証物ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ酒造税法第十四条ノ一方法又ハ數方法ヲ選ミ之ヲ申請スヘシ

第二十一条 保証物ノ種類ハ左ニ掲タルモノニ限ル

一 金錢

二 利付国債証券地方債証券

三 政府ノ保証又ハ監視ヲ受クル株式会社ノ株券又ハ債券

四 土地

五 酒類製造場内ノ建物、但シ火災保険ニ付シタルモノニ限ル

第二十二条 保証物ノ保証価格ヲ定ムルハ有価証券ハ市場ニ於ケル前月ノ平均価格、土地ハ土地台帳ニ登記シタル地価、建物ハ被保険額ニ依ル

第二十三条 酒類製造主保証物ヲ提供スルトキハ金錢有価証券ハ之ヲ供託シ供託受領証ヲ地方長官ニ提出シ、土地建物ハ書入ノ登記ヲ為スヘシ、第三者ニ於テ酒類製造主ノ為メ保証物ヲ提供スルトキ亦同シ

第二十四条 保証物トシテ提供シタル証券債券ノ消却ヲ受クルニ至リタルトキ若クハ建物ノ壊倒亡失シタルトキ又ハ保険契約ノ消滅シタルトキハ又ハ保険契約ノ消滅シタルトキハ、酒類製造主ハ地方長官ノ指定期限内ニ更ニ保証物ヲ提供スヘシ、但シ建物ニ對スル保険金ヲ受領シタルトキハ其ノ保険金ヲ保証物トシテ供託スヘシ

第二十五条 酒造税法第十三条ノ保証物ヲ提供セサルトキハ収税官吏ハ製造酒類ニ封緘ヲ付シ之ヲ譲渡シ、質入シ、消費シ、又ハ製造場外ニ移出スルヲ停止スルコトヲ得

第二十六条 納税保証人ハ地方長官ニ於テ納税保証ニ堪フル資力アリト認ムル者ニ限ル

第二十七条 地方長官ハ納税保証人ノ資力納税保証ニ堪ヘサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ交換セシムルコトヲ得

第二十八条 収税官吏ハ納税保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納税保証ニ適セサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ得

第二十九条 地方長官ハ納税保証トシテ保存ノ義務ヲ有スル酒類納税保証ニ適セサルニ至リタリト認ムルトキハ之ヲ

交換ゼシムルコトヲ得

第三十条 酒類製造主ハ地方長官ニ申出保証物、納稅保証人又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ノ交換ゼシムルコトヲ得

第三十一条 酒類製造主親金ヲ納メサルトキハ納稅保証人ニ通知シ其ノ親金ヲ納メシメ又ハ滞納処分ノ手続ニ依リ其

ノ保証物又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公売スヘシ

納稅保証人税金ヲ完納セサルトキ又ハ保証物若ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公売シ尙ホ税金三不足アルトキハ

酒類製造主ニ対シ滞納処分ヲ行フヘシ

前項滞納処分ノ後尚ホ税金三不足アルトキハ保証人ニ対シ滞納処分ヲ行フヘシ

第三十二条 同一製造場内ニ於テ清酒並ニ濁酒ヲ製造セムトスル者ハ其ノ醸造蔵置ニ供スル場所ヲ酒類別ニ特定シ、

地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三条 地方長官容器、器具、器械ノ検定ヲ為シタルトキハ之ニ其ノ番号容量其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙

記スルコトヲ得

第三十四条 収稅官吏ハ隨時酒類製造場ニ就キ酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又ハ書類ヲ検査スヘシ

第三十五条 収稅官吏ハ搾器機、蒸溜器械ノ使用停止中之ニ封緘ヲ付スヘシ、但シ修理其ノ他必要ノ事故アルトキハ

之ヲ解除スルコトヲ得

収稅官吏ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ原料用酒類ニ封緘ヲ付スルコトヲ得

第三十六条 自己ノ所有ト否ト問ハズ容器、器具、器械及酒造用原料品ハ収稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ酒

類製造中ハ之ヲ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十七条 酒造用原料品中酒母又ハ醪ノ検査ハ熟成ノ時ニ於テ之ヲ行フ、但シ其ノ熟成シタル酒母又ハ醪ヲ製造場

内ニ移出シタルトキハ其ノ移入ノ時ニ於テスヘシ

酒母、醪以外ノ原料品ハ其ノ使用前便宜之ヲ検査スヘシ、其ノ検査後ニアラサレハ酒類製造主ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十八条 酒類製造主ハ製造方法ノ異ナル毎ニ並ニ一仕込毎ニ酒母及醪ニ記号ヲ付シテ之ヲ区分シ、収稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ彼此混淆スルコトヲ得ス

第三十九条 酒類製造主左ニ掲タル事項ヲ行ハムトスルトキハ収稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

一 熟成シタル酒母ヲ醪ニ仕込みコト

二 熟成シタル醪ヲ酒母ニ代用シ添掛ヲ為スコト

三 酒母、醪又ハ原料用酒類ノ容器ヲ交換スルコト

四 仕込清ノ醪ニ水ヲ混和スルコト

五 原料用酒類ノ用途ヲ変更スルコト

六 藏出前ニ於ケル自己製造ノ酒類ニ貪入酒類ヲ混和シ又ハ割水ヲ為スコト

第四十条 酒類製造場外ヨリ酒類製造場内ニ酒母、醪又ハ酒類ヲ移入シタルトキハ其ノ面直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第四十一条 二仕込以上ノ醪ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

但シ七仕込以上ノ醪ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス

第四十二条 酒粕ハ其ノ搾搾ケタル酒類ノ造石數査定ノ時之ヲ検査スヘシ

酒類製造主ハ前項検査後ニアラサレハ酒粕ヲ製造場外ニ移出シ又ハ使用シ若ハ他ノ酒粕ト混合スルコトヲ得ス

第四十三条 酒類製造主ハ酒造用原料品及酒粕ノ受扱、酒母及醪ノ仕込、焼酎又ハ酒精ノ造り込、酒類ノ蔵出、受扱、
増減ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事実ヲ帳簿ニ記載スベシ、但シ他ノ法律命令又ハ商業上ノ慣例ニ依リ設備スル帳簿ニ
シテ、本文ノ事項ヲ明ニスルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

第四十四条 酒造税法施行前ニ於テ明治十三年布告第四十号ニ依リ酒造業者ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ尚未引続キ酒
造税法第一条ノ免許ヲ受ケムトス者ハ、明治二十九年九月三十日迄ニ第三条ノ圖面、目録ヲ添ヘ、其ノ旨地方長
官ニ申請スベシ

第四十五条 酒造税法第三十六条ニ該当スル者ハ明治十三年以前ヨリ引続キ酒類ヲ製造スルコトノ事実ヲ具シ、地方
長官ニ免許ヲ申請スベシ

(法令全書)

26 明治29年3月 自家用酒税法

法律第二十九号(官報 三月二十八日) 明治二十九年三月二十七日

自家用酒税法

第一条 獨酒、白酒、焼酎ニ限リ自家用トシテ製造セムトスル者此ノ税法ニ依リ製造免許ヲ出願スルトキハ政府ヘ特
ニ之ヲ許可スルコトアルベシ

第二条 自家用酒ノ製造免許ハ一家一人ニ限ル、其ノ造石数ハ各酒類ヲ合セテ一酒造年度間(翌年九月三十日)二石以下

トス、但シ直接国税ヲ納メサル者及其ノ納額五円未満ノ者ハ其ノ造石数一石ヲ超ユルコトヲ得ス

第三条 自家用酒ノ製造ヲナス者ニハ毎年度左ノ製造税ヲ課ス

- 一 前条但書ニ該当スル者 金二円
- 二 直接国税五円以上十円未満ノ者

一石迄 金三円

二石迄 金八円

第四条 製造税ヘ之ヲ二分シ其ノ年十月及翌年四月ヲ以テ納期トス、但シ納期後ニ免許ヲ受クルトキハ即納トス

第五条 左ニ掲タル者及其ノ家族、同居者、同居ノ雇人ハ自家用酒製造ノ免許ヲ請フコトヲ得ス

- 一 直接国税十円以上ヲ納ムル者
- 二 酒類製造業者及酒類販売人
- 三 醬油製造業者及醤油販売人
- 四 酒母又ハ醪製造人及酒母販売人
- 五 醇製造業者及醇販売人
- 六 料理店、飲食店、旅人宿営業者

自家用酒製造ノ免許ヲ得タル者前各号ノ一二該当スルニ至ルトキハ其ノ免許ノ効力ヲ失フモノトス

第六条 自家用酒ノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ各自ノ居宅城内ニ限リ之ヲ製造スルコトヲ得

第七条 収稅官吏ハ自家用酒製造者ニ就キ検査ヲ為スコトヲ得

第八条 自家用酒製造者其ノ製造シタル酒類ヲ販売シ又ハ其ノ居宅城外ニ於テ自家用酒ヲ製造シタルトキハ五円以上

五十円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 自家用酒製造者免許制限ヲ超過シテ酒類ヲ製造シタルトキハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、仍其ノ超過石數ニ對シ酒造税法第四条ノ造石税ヲ課ス

前項ノ造石税ハ即時之ヲ徵收ス

第十条 自家用酒製造者元用トシテ清酒、味淋、酒精ヲ製造スルコトヲ得ス、犯ス者ハ酒造税法ニ依リ処分ス

第十一條 第七条ノ検査ニ關シテハ酒造税法第三十条ヲ適用ス

第十二条 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キメ

第十三条 自家用酒製造者ノ家族、雇人、同居者ニシテ其ノ製造ニ關シ此ノ税法ヲ犯シタルトキハ製造主ヘ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ此ノ税法ノ处罚ヲ免ルコトヲ得ス

附則

第十四条 此ノ税法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス、但シ明治十九年勅令第六十号ハ此ノ税法施行ノ日ヨリ廢止ス

第十五条 沖縄県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此ノ税法ヲ施行セズ

〔法令全覽〕

27 明治29年8月 自家用酒税法施行規則

勅令第二百八十九号（官報、八月十八日） 明治二十九年八月十七日

自家用酒税法施行規則

第一条 自家用酒税法第一条ニ依リ自家用トシテ酒類ノ製造免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ居所氏名及製造スヘキ酒類並ニ左ノ種別ヲ記シ地方長官ニ申請スヘシ

第一種

造石数一石未満

第二種

造石数一石未満

前項申請書ニハ其ノ製造時期及酒類ノ製造方法ニ關スル事項ヲ付記スヘシ、付記事項ヲ變更シタルトキハ其ノ際申告スヘシ

第二条 免許ヲ受ケタル酒類又ハ第一条ノ種別ヲ変更セムトスルトキハ更ニ第一条ノ申請書ヲ地方長官ニ差しスヘシ、但シ一酒造年度中ニ於テハ免許酒類又ハ種別ノ変更ヲ許可セズ

第三条 自家用酒製造者其ノ居所氏名ヲ变更シタルトキハ直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第四条 自家用酒ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨地方長官ニ申告シ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

自家用酒製造者死亡若クハ失踪シタルトキハ相続人又ハ其ノ他ノ者ヨリ其ノ旨地方長官ニ申告スヘシ

第五条 此ノ規則ニ依リ地方長官ニ提出スヘキ書類ハ所轄市町村長（特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ区長又ハ之ニ準スヘキ者ヲ）ヲ經由スヘシ

シ

〔法令全覽〕

28 明治29年3月 混成酒税法

法律第三十号（官報 三月二十八日） 明治二十九年三月二十七日

混成酒税法

- 第一条 此ノ税法ニ於テ混成酒ヲ称スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ
 - 一 酒精ト他ノ物品トヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
 - 二 二種以上ノ飲料酒類ヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
 - 三 一種又ハ二種以上ノ飲料酒類ト他ノ物品ヲ混和シテ一種ノ飲料酒類トナシタルモノ
 - 四 飲料酒類ニ酒精若ヘ焼酎ト水ヲ混和シタルモノ
- 第二条 混成酒ヲ製造スル者ニハ其ノ造石数一石ニ付金六円ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス
- 第三条 混成酒元用トシテ酒造税法ニ掲クル酒類ヲ製造スル者ニハ該税法ノ造石税ヲ課ス
第三条 第一条第四号ノ混成酒ヲ製造スルモ別種ノ飲料トナラス、単ニ酒造税法ノ酒類ノ造石数ヲ増加スルニ止ルモノハ其ノ增加石数ノミニ課税ス

第四条 造石税ノ納期ヲ左ノ二期トス、但シ廢業シタル者ハ即納トス

- 第一期 其ノ年七月一日ヨリ同三十日限
- 一月一日ヨリ太月三十日迄審定石数ニ係ル税額
- 第二期 翌年一月一日ヨリ同三十日限
- 七月一日ヨリ十二月三十一日迄審定石数ニ係ル税額

第五条 混成酒ヲ製造スル者ハ収税官吏ノ認許ヲ受クルニ非サレハ其ノ製造シタル酒類ヲ販売シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第六条 第五条ヲ犯シタル者ハ五円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 酒造税法第二条、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十二条第一項、第二十

四条、第二十五条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十二条、第三十三条、第三十六条ハ混成酒ノ製造

ニ適用ス

附則

第八条 此ノ税法ハ明治二十九年十月一日ヨリ施行ス

第九条 沖縄県、東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ当分此ノ税法ヲ施行セス

（法令全書）

29 明治29年8月 混成酒税法施行規則

勅令第二百八十八号（官報 八月十八日） 明治二十九年八月十七日

混成酒税法施行規則

第一条 混成酒ヲ製造スル者ハ毎年十二月三十一日迄ニ其ノ翌年中ニ製造スヘキ混成酒ノ酒類、石数及製造方法ヲ地

方長官ニ申告スヘシ

前項申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第一条 地方長官ハ混成酒製造高ノ多少ニ從ヒ毎月一回以上時日ヲ定メ予メ其ノ期間ノ混成酒製造高ヲ申告セシムヘシ

第三条 混成酒ノ製造用ニ供スル酒精又ハ飲料酒類ハ他ヨリ其ノ製造場ニ移入スルモノハ移入ノ時、其ノ製造場ニ在ルモノハ原料品ト定メタルトキハ地方長官ニ申告スヘシ

前項ノ申告アリタルトキハ收稅官吏ハ其ノ酒精又ハ飲料酒類ヲ検査シ必要ト認ムヘキ場合ニハ封緘ヲ付スルコトヲ得

第四条 混成酒ノ原料ニ供スル酒精又ハ飲料酒類ハ前条ノ検査ヲ受ケ且收稅官吏ノ承認ヲ受ケタル後ニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第五条 混成酒ノ製造スル者酒造税法ノ酒類其ノ飲料酒類ヲ製造場ニ移入シタルトキハ混成酒製造用ニアラサルモ、其ノ旨直ニ地方長官ニ申告スヘシ

第六条 酒造税法施行規則第一条・第二条・第三条・第四条・第六条・第七条・第八条・第十九条・第三十三条・第三十四条・第三十五条・第三十六条・第三十七条第二項・第四十三条ノ規程ハ混成酒ヲ製造スル者ニモ適用ス

附則

第七条 明治二十九年十月一日以降同年十一月三十一日迄ノ間ニ混成酒ヲ製造セムトスル者ハ第一条ノ規程ニ準シ同年九月三十日迄ニ地方長官ニ申告スヘシ

(法令全書)

30 明治33年3月 間接国税犯則者処分法

法律第六十七号（官報 三月十七日） 明治三十三年三月十六日

間接国税犯則者処分法

第一条 間接国税ニ觸スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事実ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ為スコトヲ得

第二条 収稅官吏ハ犯則事實ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ捜索ヲ為スコトヲ得

第三条 収稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者、参考人ヲ尋問スルコトヲ得

第四条 収稅官吏臨檢、捜索、尋問又ハ差押ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

第五条 収稅官吏臨檢、捜索、尋問又ハ差押ヲ為スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六条 収稅官吏捜索ヲ為ストキハ捜索スヘキ家宅、倉庫、船車、其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隸佐ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ

前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立会ハシムヘシ

第七条 収稅官吏犯則事實ヲ証明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目録ヲ作ルヘシ、但シ所有者ハ其ノ差押目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得、差押物件ノ保管証ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ税務管理局長ハ之ヲ公壳ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八条 収稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ為ス間ハ何人ニ限ラズ許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第九条 収稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ、立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ付記スヘシ

第十条 収稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ、立会人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ付記スヘシ

第十二条 犯則事件ノ証憑集取ハ事件発見地ノ收稅官吏之ヲ為ス、同一犯則事件ニ付數税務署管轄区域内ニ於テ発見セラレタルトキハ、各發見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ發見地ノ收稅官吏ニ引継クヘシ

第十二条 収稅官吏前条ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為スハ其ノ所属税務署ノ管轄区域内ニ限ル、但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ税務署ノ管轄区域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

税務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ税務署長ニ嘱託スルコトヲ得

第十三条 収稅官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ税務管理局長ニ報告スヘシ、但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告発スヘシ

一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ

二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

三 証憑埋滅ノ虞アルトキ

第十四条 税務管理局長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ料料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徵收金ニ相当スル金額及書類送達並ニ差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ、但シ犯則者通告ノ旨ヲ履行ニスル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告発スヘシ

第十五条 第十四条ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス

第十六条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第十七条 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ税務管理局長ハ告発ノ手続ヲ為スヘシ、但シ七日ヲ過クルモ告発前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八条 犯則事件ヲ告発シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目録ト共ニ裁判所ニ引継クヘシ

前項ノ差押物件所有者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引継ラシ、差押物件引継ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第十九条 税務管理局長犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ、物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ

第二十条 本法ニ於テ間接國税ト称スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一条 本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

31 明治33年3月 間接国税犯則者処分法施行規則

勅令第五十二号（官報 三月二十三日） 明治三十三年三月二十一日

間接国税犯則者処分法施行規則

第一条 間接国税犯則者処分法三於テ間接国税ト称スルハ左ノ国税トス

一 酒造税

二 混成酒税

三 沖縄県酒類出港税

四 醬油税（自家用醤油税トモ）

五 売糞印紙税

六 印紙税

第二条 収稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ為シ、若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第三条 差押目録ニハ物件ノ品名、数量、帳簿、書類ノ名称、箇数、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四条 収稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ管轄又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目録ノ副本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五条 収稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ為サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第七条ニ依リ差押物件ヲ公売スルトキハ物件ノ品名、数量、公売ノ事由、公売ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第七条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第七条ニ依リ差押物件ノ公売代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八条 収稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ為シタルトキ調製スル類未書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事実、場所及時並ニ供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第九条 間接国税犯則者処分法第十四条ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ為スヘシ

第十条 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ為シ其ノ受領証ヲ徵スヘシ、但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ為スコトヲ得

第十二条 稅務管理局長間接国税犯則者処分法第十九条ニ依リ犯則ノ心証ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニシテ同法第七条ニ依リ供託シタル金額アルトキハ、供託受領証ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ証スヘキ蓋面ヲ添付

シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ
文字ヲ削除スルトキハ其ノ字体ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ
キハ之ニ認印スヘシ

第十三条 収稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ没収物件ヲ賣受クルコトヲ得ス
附則

本令ハ間接国税犯則者処分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第十二号 明治三十四年三月三十日

麦酒税法

第一条 麦酒(ビール)ニハ本法ニ依リ麦酒税ヲ課ス
ノ取消ヲ求ムヘシ

第三条 麦酒税ハ麦酒一石ニ付金七円ノ割合ヲ以テ其ノ製造石数ニ応シ麦酒ヲ製造スル者ヨリ之ヲ徵收ス

第四条 麦酒税ハ毎月中ノ査定石数ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ、但シ製造ヲ廢止シタルトキハ即納トス

第五条 麦酒ヲ製造スル者麦酒税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セムトスルノ所為アリト認ムルトキハ政府ハ直ニ麦酒税ノ全部又ハ一部ヲ徵收ス、此ノ場合ニ於テハ納税ノ担保トシテ麦酒ヲ差押フルコトヲ得

第六条 麦酒ノ製造石数ハ製成ノ時容器ノ容量ニ依リ之ヲ査定ス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難き場合ニ於テハ現在ノ麦酒又ハ詭惑物件ニ就キ其ノ製造石数ヲ査定シ表酒税ヲ課ス

第七条 災害ニ罹り亡失シタル麦酒ニ關シテハ其ノ麦酒税ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 麦酒ヲ製造スル者ハ製造石数査定前三於テ其ノ麦酒ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第九条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ハ麦酒ノ製造、出入ニ関シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ
第十条 収稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ所持ニ係ル麦酒、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及麦酒製造又ハ販売上必要ナル建築物、器械、材料、其ノ他ノ物件ヲ検査シ、又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十一条 免許ヲ受ケヌシテ麦酒ヲ製造シタル者ハ其ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十二条 麦酒ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ其ノ製造石数ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレムトシタルトキヘ其ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十三条 麦酒ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作為シ又ハ詐術ヲ構ヘ麦酒税ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル総石数ノ麦酒税五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十四条 麦酒ヲ製造スル者第八条ノ禁令ヲ犯シタルトキハ十円以上百円以下ノ罰金ニ處ス

第十五条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ原料又ハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ十円以上三百円以下ノ罰金ニ處ス

第十六条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者麦酒ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若クヘ愈リタルトキハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ處ス

第十七条 収稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ対シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ逃避シ又ハ之ニ干障ヲ加ヘタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ處ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十八条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱発ノ例ヲ用ヰス、但シ刑法第七十五条第一

項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条 麦酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ麦酒製造者又ハ販売者ヲ处罚ス

第二十条 麦酒製造ヲ廃止シタル者及其ノ相続人ハ麦酒税完納前三在リテハ給テ本法ノ規定ニ従フ

附則

第二十一条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二条 本法施行前ヨリ麦酒ノ製造ヲ為ス者本法施行後十日以内ニ於テ製造場一箇所毎三政府三申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

(「法令全書」)

33 明治34年8月 麦酒税法施行規則

勅令第百六十八号(官報 八月二十四日) 明治三十四年八月二十三日

麦酒税法施行規則

第一条 麦酒ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名称ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄税務署ニ提出スヘシ

製造場ヲ移転セムトスルトキハ移転先ノ製造場ヲ定メ所轄税務署ニ申告スヘシ

第二条 麦酒ノ製造場ハ敷地ノ連続スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 麦酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎三地所、建物ノ詳細ナル図面、製造用容器、器具、器械ノ目録及麦酒製造方法書ヲ調製シ、事業着手前所轄税務署ニ提出スヘシ
前項ノ図面及目録ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スヘシ、製造方法ヲ変更シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 麦酒製造者ヨリ前条第一項ノ目録ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ所轄税務署ハ其ノ容器、器具、器械ノ検定ヲ為スヘシ、此ノ場合ニ於テ税務署ハ之三番号、容量、其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

前項検定後ニ非サレハ製造者ハ麦酒製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ為スコトヲ得ス

第五条 麦酒製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メ予メ所轄税務署ニ申告スヘシ、製造ヲ休止セムトスルトキ若ヘ休止後製造ニ着手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ変更スルトキ亦同シ

第六条 麦酒製造業ヲ相続シタルトキハ相続人ヨリ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ

麦酒製造業ヲ譲渡セムトスルトキハ譲受人ト連署シ所轄税務署ニ申告スヘシ

第七条 麦酒製造者其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ
第八条 製造石数計定ハ濾過シタル時ニ於テス

第九条 麦酒醸造中醸酵液廃棄、亡失、其ノ他醸酵液ニ異状アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ

第十条 麦酒税法第七条ニ依リ造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事實アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

第十一條 麦酒製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

- 一 原料ノ種類、数量、他ヨリ引取りタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、数量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル麦酒ノ数量及其ノ製成ノ日

四 他ニ引渡シタル麦酒ノ数量、価額、引渡ノ日及引渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二條 美酒販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

- 一 引取りタル麦酒ノ数量、価額、引取ノ日及引取先
- 二 販売シタル麦酒ノ数量、価額、販売ノ日及販賣先
- 三 小売ノ場合ニ於テハ前項第二号売渡先ノ記載ヲ要セス
- 四 収稅官吏ハ隨時麥酒製造場又ハ販賣場ニ就キ麥酒、其ノ原材料、容器、器具、器械又ハ帳簿書類ヲ検査スベシ

第十三條 収稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條 麦酒製造者ハ左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クベシ

- 一 麦芽汁ヲ醸酵桶ニ入レムトスルトキ
- 二 醸酵液ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ
- 三 麦酒ノ濾過ヲ為サムトスルトキ
- 四 麦酒ノ殘滓等ヲ用キ更ニ麦酒ヲ製造セムトスルトキ

第十四条 収稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五条 麦酒製造者ハ左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クベシ

五 麦酒ノ殘滓ヲ製造場外ニ移出シ又ハ他ノ殘滓ト混合セムトスルトキ

六 自己ノ所有ト否トヲ問ハス清掃用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ

七 製造場外ヨリ製造場内ニ麦酒ヲ移入セムトスルトキ

第十六条 麦酒製造者製造場所在地ニ現住セサルトキハ麥酒稅ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

署ニ申告スベシ

第十七条 収稅官吏ハ麦酒製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八条 本令第四条第二項ハ本令施行ノ際ニ限り麥酒稅法第二十二条ニ依リ麦酒ノ製造ヲ申告シタル者ニ之ヲ適用

セス

(法令全書)

34 明治34年3月 酒精及酒精含有飲料稅法

法律第八号 明治三十四年三月三十日

酒精及酒精含有飲料稅法

第一条 酒精及酒精ヲ含有スル飲料ニハ本法ニ依リ造石稅ヲ課ス

第二条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルトキハ一石ニ付原容墨百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ金七十五錢ノ割合ヲ以テ其ノ石数ニ応シテ造石稅ヲ課ス、但シ一石ニ付金十六円ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス

第三条 本法ニ於テ純酒精ヲ称スル標氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

第四条 酒酒、獨酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒（ビール）及葡萄實ヲ以テ醸造シタル葡萄酒ニハ本法ヲ適用セズ

第五条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ、其ノ製造ヲ廢止ゼム

トスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第六条 造石稅ハ毎月中ノ査定石数ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ、但シ製造ヲ廢止シタルトキハ即納トス

第七条 造石稅ヲ納ムヘキ者造石稅ヲ逋脱シヌハ逋脱セムトスルノ所為アリト認ムルトキハ政府ハ直ニ造石稅ノ全部

又ハ一部ヲ徵收ス、此ノ場合ニ於テハ納稅ノ担保トシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得

第八条 同一製造場内ニ於テ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルカ為原料トシテ使用スル酒精又ハ酒精ヲ含有ス

ル飲料ニハ造石稅ヲ課セス

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石数ノ検定ヲ受クルコトヲ要バ

第九条 製造石數ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時測定シテ之ヲ査定ス、但シ前条ニ依リ検定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ此ノ限ニ在ラズ

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料若クハ証憑物件ニ就

キ製造石數ヲ査定シ造石稅ヲ課ス

第十条 第八条ニ依リ検定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ検定石數ヲ以テ査定石數トシ造石稅ヲ課ス

一 他人ニ譲渡サレタルトキ

二 公売セラレタルトキ

三 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ

第十一條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得、但シ製

造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ製造石數査定前ニ於テ之ヲ他人ニ譲渡シ、質入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四条 収稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及チノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料、其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第十五条 免許ヲ受ケシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造シタル者ハ其ノ造石稅五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十六条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所為ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免レムトシタルトキハ、其ノ造石稅五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十七条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作為シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ、其ノ申請ニ係ル總石數ノ造石稅五倍ニ相当スル罰金ニ処ス、但シ三十円ヲ下ルコトヲ得ス

第十八条 第十二条ノ禁令ヲ犯シタル者ハ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第十九条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者其ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ許リ若クハ怠リタルトキハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一条 収稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ逃避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第二十二条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス、但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ヘ此ノ限ニ在ラズ

第二十三条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販売スル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十四条 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ノ製造ヲ廢止シタル者及ヒ其ノ相続人ハ造石稅完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ從フ

附則

第二十五条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ同日前ニ於テ製成シタル酒精ニハ旧税率ヲ適用ス

第二十六条 混成酒稅法ハ之ヲ廢止ス、但シ本法施行前ニ於テ製造シタル混成酒ニハ仍該法ヲ適用ス

第二十七条 本法者ハ本法ト同一ノ税率ヲ台湾ニ施行スルマテハ台灣ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス、犯ス者ハ其ノ石数ニ応シ第一条ノ税率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ五十円ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

(法令全書)

35 明治34年8月 酒精及酒精含有飲料稅法施行規則

勅令第百六十五号（官報 八月二十四日）明治三十四年八月二十三日

酒精及酒精含有飲料稅法施行規則

第一条 酒精又ハ酒精含有飲料ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ住所、氏名又ハ名称ヲ記シ免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

製造場ヲ移転セムトストキハ移転先ノ製造場ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二条 酒精又ハ酒精含有飲料ノ製造場ハ數地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第三条 酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ製造場毎ニ地所建物ノ詳細ナル圖面、製造用容器、器械ノ目録及酒精又ハ酒精含有飲料製造方法書ヲ調製シ事業者手前所轄稅務署ニ提出スベシ、但シ種類変更ノ場合ニ於テ製造場及容器、器具、器械ニ変更ナキトキハ其ノ圖面及目録ヲ提出スルコトヲ要セス

前項ノ圖面及目録ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告スベシ、製造方法ヲ變更シ又ハ製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第四条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ヨリ前条第一項ノ目録ヲ提出シ、又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ所轄稅務署ハ其ノ容器、器具、器械ノ検定ヲ為スベシ、此ノ場合ニ於テ稅務署ハ之ニ番号、容量、其ノ他必要ナル事項

ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得

前項検定後ニ非サレハ製造者ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造用容器、器具、器械ノ使用ヲ為スコトヲ得ス

第五条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ製造着手ノ時期ヲ定メテ所轄税務署ニ申告スヘシ、製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造ニ着手セムトスルトキ又ハ其ノ申告シタル事項ヲ変更スルトキ亦同シ

第六条 酒精又ハ酒精含有飲料製造業ヲ相続シタルトキハ相続人ヨリ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ

酒精又ハ酒精含有飲料製造業ヲ譲渡セムトスルトキハ譲受人ト連署シ所轄税務署ニ申告スヘシ

第七条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者其ノ製造ヲ廃止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

第八条 酒精及酒精含有飲料税法第八条第二項ニ依リ検定ヲ受ケタル酒精又ハ酒精含有飲料ハ製造場内ニ於テ他ノ酒精又ハ酒精含有飲料ト区別シテ貯置スヘシ

第九条 酒精又ハ酒精含有飲料ノ原料廃棄、亡失、其ノ他原料ニ異状アリタルトキハ製造者ハ其ノ旨直ニ所轄税務署ニ申告スヘシ

第十条 酒精及酒精含有飲料税法第十一条三依リ造石税ノ免除ヲ請ハムトスル者ハ亡失ノ事実アリタルトキ直ニ其ノ申請書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

- 一 原料ノ種類、数量、他ヨリ引取りタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、数量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量及其ノ製成ノ日
- 四 他ニ引渡シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先
小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十一條 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、数量、他ヨリ引取りタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先
- 二 使用シタル原料ノ種類、数量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量及其ノ製成ノ日
- 四 他ニ引渡シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量、価額、引渡ノ日及其ノ引渡先
小売ノ場合ニ於テハ前項第四号引渡先ノ記載ヲ要セス

第十二條 酒精又ハ酒請願有飲料販売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量、価額、引取ノ日及引取先
- 二 販売シタル酒精又ハ酒精含有飲料ノ種類、数量、価額、販売ノ日及完渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第二号完渡先ノ記載ヲ要セス

第十三條 収稅官吏ハ隨時酒精又ハ酒精含有飲料製造場又ハ販賣場ニ就キ酒精又ハ酒精含有飲料、其ノ原材料品、容器器

器具、器械又ハ帳簿、書類ヲ検査スヘシ

第十四条 収稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ製造用容器、器具、器械又ハ原料ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者ハ左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

- 一 醸酵液若ハ原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ他ノ容器ニ移替ヘムトスルトキ
- 二 漬過、蒸溜又ハ調合ニ着手セムトスルトキ

三 原料用酒精又ハ酒精含有飲料ヲ使用セムトスルトキ又ハ其ノ用途ヲ変更セムトスルトキ

- 四 酒精又ハ酒精含有飲料ノ残滓等ヲ製造場外ニ移出シ又ハ之ヲ使用シ若クハ他ノ残滓等ト混合セムトスルトキ

キ

五 自己ノ所有ト否トヲ問ハス製造用容器、器具、器械ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキ
六 製造場外ヨリ製造場内ニ酒精又ハ酒精含有飲料ヲ移入セムトスルトキ

第十六条 酒精又ハ酒精含有飲料製造者製造場所在地ニ現住セサルトキハ酒精及酒精含有飲料税ニ漏洩スル事務ヲ処理セシムル為管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七条 収稅官吏ハ酒精又ハ酒精含有飲料製造者及販売者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附則

第十八条 本令施行前酒造税法又ハ混成酒税法ニ依り酒精又ハ酒精含有飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令第一条规定第一項及第三条第一項ノ手続ヲ為スコトヲ要セス

第十九条 本令施行前ヨリ引続キ酒精含有飲料ヲ製造スル者ニハ本令施行ノ際ニ限り第四条第一項ヲ適用セス

(法令全書)

36 明治34年3月 医薬用工業用酒精戻税法

法律第十一号 明治三十四年三月三十日

医薬用工業用酒精戻税法

第一条 造石税若ハ輸入税納付済ノ酒精ヲ医薬用又ハ工業用ニ供スル者ハ政府ノ承認ヲ得テ、毎回一石以上ノ酒精ヲ

使用スルトキニ限リ其ノ納付シタル造石税若クハ輸入税ニ相当スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得
使用後一年ヲ経過シタルトキハ前項ノ請求ヲ為スコトヲ得ス

第二条 第一条ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ造石税又ハ輸入税ヲ納付シタルコトヲ証スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

附則

第四条 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ施行シ同日以後造石税又ハ輸入税ノ賦課ヲ受ケタル酒精ニ之ヲ適用ス
第五条 明治三十一年法律第二十七号ハ之ヲ廢止ス、但シ本法施行前三於テ造石税又ハ輸入税ノ賦課ヲ受ケタル酒精ノ税金下戻ニ関シテハ仍該法ヲ適用ス

(法令全書)

37 明治34年8月 医薬用工業用酒精戻税法施行規則

勅令第百六十七号(官報 八月二十四日) 明治三十四年八月二十三日

医薬用工業用酒精戻税法施行規則

第一条 医薬用、工業用酒精戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ為サムトスル者酒精使用ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ使用スヘキ数量、使用ノ目的、場所及日時ヲ定メ所轄稅務署ニ申請スヘシ
第二条 前条ノ申請アリタルトキハ當該官吏ハ酒精ノ使用前其ノ数量及含有純酒精ノ容量ヲ検定シ使用ノ承認ヲ与フヘシ、但シ申請ノ場所及時日ニ於テ其ノ目的ニ從ヒ使用セスト認ムルトキハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第三条 酒精ノ医薬用又ハ工業用ニ使用スルニ際シ作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ税務署ニ申出テ其ノ数量及含有純酒精ノ容量ノ検定ヲ受クヘシ

第四条 医薬用、工業用酒精戻税法ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スル申請者ハ所轄税務署ニ提出スヘシ

第五条 医薬用、工業用酒精戻税法ニ依リ金額下付ノ請求ヲ為サムトスル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 酒精ノ数量、他ヨリ引取りタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル酒精ノ数量、使用ノ目的及使用ノ日

三 製品アルトキハ其ノ種類、数量及使用ノ日

四 作業中酒精ノ分離シタルモノアルトキハ其ノ数量及含有純酒精ノ容量

第六条 当該官吏ハ酒精ヲ医薬用又ハ工業用ニ使用スル者ノ營業ニ關シ職務上得知シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

(法令全書)

38 明治38年12月 酒母、醪及麹取締法

法律第七号(官報 一月一日) 明治三十八年十二月三十一日

酒母、醪及麹取締法

第一条 本法ハ酒造税法ニ依リ酒類ノ製造免許ヲ受ケシテ酒母又ハ醪ヲ製造スル者、販売ノ為ニ麹ヲ製造スル者及麹ヲ請売スル者ニ之ヲ適用ス

第二条 酒母、醪又ハ麹ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第三条 酒母、醪又ハ麹ノ製造者及麹ノ請売者ハ帳簿ヲ開製シ酒母、醪又ハ麹ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第四条 収稅官吏ハ酒母、醪若ハ麹ノ製造場又ハ麹ノ販賣場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麹、其ノ原料、製造用容器、器具、器械、建築物若ハ帳簿等類ヲ検査スルコトヲ得

収稅官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第五条 収稅官吏ハ運搬中ニ在ル酒母、醪又ハ麹ヲ検査シ其ノ出所又ハ到着先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ収稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第六条 酒母、醪又ハ麹ノ製造者其ノ製造ヲ廃止スルモ製造場内ニ酒母、醪、麹、製造用容器、器具又ハ器械ノ現存スル間ハ収稅官吏ハ其ノ製造場ニ臨ミ建築物又ハ其ノ現在品ヲ検査シ又ハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得

第七条 酒ハ之ヲ譲渡シ、質入シ、飲料トシテ消費シ又ハ収稅官吏ノ承認ヲ受ケシシテ製造場外へ移出スルコトヲ得ス

第八条 酒母ハ政府ノ交付シタル質入認許証ヲ所持スル者ニ譲渡スノ外、譲渡シ又ハ質入スルコトヲ得ス

酒母ハ政府ノ交付シタル質入認許証ヲ所持スル者ニ譲渡シタル場合ノ外、収稅官吏ノ承認ヲ受ケシシテ製造場外へ移出スルコトヲ得ス

第九条 免許ヲ受ケシテ酒母、醪若ハ麹ヲ製造シタル者又ハ第七条若ハ第八条ニ違反シタル者ハ三十日以上五百円以下ノ罰金ニ處シ、仍其ノ酒母、醪ハ濁酒ト看做シ酒造税法ニ依リ其ノ總石数三対シ直ニ造石税ヲ徴收ス

第十条 酒母、醪又ハ麴ノ検査ヲ免カレ又ハ免カレムトシタル者ハ十円以上二百円以下ノ罰金ニ処ス

第十一條 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者酒母、醪又ハ麴ノ製造出入口関スル帳簿書類ヲ隠匿シタルトキハ五円以上百円以下ノ罰金ニ処シ、帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第十二條 収稅官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答弁ヲ爲シ又ハ収稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス、其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用ヰス

第十四条 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者又未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス、但シ其ノ當業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条 酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ麴ノ請売者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ处罚ヲ免ナルコトヲ得ス

第十六条 間接國稅犯則者处分法及明治三十三年法律第五十二号ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ適用ス

第十七条 酒母、醪又ハ麴ノ製造者ニシテ其ノ製造ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十八条 第九条又ハ第十条ノ处罚ヲ受ケタル者ニ對シテハ政府ハ酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得リ免許ヲ受クヘシ

前項ノ期間内ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得
第二十二条 沖繩県及東京府下小笠原島伊豆七島ニハ本法ヲ施行セス

附則

第十九條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十条 本法施行前酒造稅法第二十条ニ依リ酒母又ハ醪製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト見做ス

第二十一条 本法施行前ヨリ麴ヲ製造シ本法施行後引続キ之ヲ製造スムトスル者ハ本法施行後十五日以内ニ本法ニ依リ免許ヲ受クヘシ

39 明治38年12月 酒母、醪及麴取締法施行規則

勅令第七号(官報 一月一日) 明治三十八年十二月三十一日

酒母、醪及麴取締法施行規則

第一条 酒類ノ製造免許ヲ受クシテ酒母又ハ醪ヲ製造セムトスル者及販売ノ為ニ麴ヲ製造セムトスル者ハ製造場ア定メ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記シタル免許申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二条 左ノ各号ノ一二該當スルトキハ稅務署ハ酒母、醪又ハ麴製造ノ免許ヲ与ヘサルヘシ

一 市街地又ハ稅務署所在地ヨリ一里以上ノ距離アル場所ニ製造場ヲ設ケムトスルトキ、但シ稅務署ニ於テ製

造又ハ監督上特別ノ便宜アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラバ

二

酒母、醪又ハ麹ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トワ問ハス縦子一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ
署ニ於テ取締上免許ヲ与フルニ不適当ト認ムル者カ免許ヲ申請シタルトキ

第三条 酒母、醪又ハ麹ノ製造場ハ敷地ノ連續スルト否トワ問ハス縦子一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

第四条 所轄税務署ニ於テ必要ト認メ酒母、醪又ハ麹製造場ノ箇面又ハ製造用容器、器具、器械ノ目録ヲ提出スヘキ

コトヲ命シタルトキハ酒母、醪又ハ麹ノ製造者ハ之ヲ提出スヘシ

前項ニ依リ提出シタル容器、器具、器械ヲ修理シ又ハ前項ノ箇面又ハ製造用容器、器具、器械ノ目録ヲ提出スヘキ

ヘシ、製造者ノ住所、氏名又ハ名称ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度申告ス

第五条 酒母、醪又ハ麹ノ製造者ヨリ前条第一項ノ目録ヲ提出シ又ハ同第二項ノ申告ヲ為シタルトキハ所轄税務署ハ
其ノ容器、器具、器械ヲ検定シ番号、容積、其ノ他必要ナル事項ヲ標記又ハ烙記スルコトヲ得
所轄税務署ニ於テ必要ト認メ検定前使用スヘカラサルコトヲ命シタルトキハ製造者ハ製造用容器、器具、器械
ノ使用ヲ禁スコトヲ得ス

第六条 酒母、醪又ハ麹製造者ハ毎年十二月中ニ翌年製造スヘキ見込石数、製造着手ノ時期及製造方法ヲ記載シ所轄
税務署ニ申告スヘシ、新ニ免許ヲ受ケタル者ハ事業着手前ニ申告スヘシ

酒母、醪又ハ麹ノ製造ヲ休止セムトスルトキ若ハ製造休止後更ニ製造セムトスルトキ又ハ前項ニ依リ申告シタ
ル事項ヲ変更セムトスルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第七条 酒母、醪又ハ麹ノ製造業ヲ相続シタルトキハ相続人ヨリ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ、相続ノ場合ヲ除ク
ノ外酒母、醪又ハ麹ノ製造業ノ引繼ヲ受ケムトスル者ハ第一条ニ依リ酒母、醪又ハ麹製造ノ免許製造書ヲ所轄税

税務署ニ提出スヘシ

前項ノ免許申請書ニハ引繼ヲ為サムトスル者ノ同意書ヲ添付スヘシ

第八条 酒母、醪又ハ麹ノ製造者其ノ製造ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ、第七条第二項ニ依リ
シ

第九条 酒母、醪又ハ麹ノ製造者其ノ製造ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨所轄税務署ニ申告スヘシ、第七条第二項ニ依リ
製造業ノ引繼ヲ為シタルトキ亦同シ

第十条 収稅官吏ハ隨時酒母、醪又ハ麹ノ製造場若ハ麹ノ販売場ニ臨ミ酒母、醪又ハ麹、其ノ原料、製造用容器、器

具、器械、建築物若クハ帳簿書類ヲ検査スヘシ

收稅官吏監督上必要ト認メタル場合ニ於テ製造者ヨリ前項ノ物件ニ封印以外ノ適當ナル方法ヲ施サムコトヲ申
出テタルトキハ之ヲ承認スルコトヲ得

第十一條 収稅官吏カ必要ト認メテ酒母、醪、麹又ハ其ノ原料品ヲ指定シ其ノ譲渡、質入、消費又ハ使用前検査ヲ受
クヘキコトヲ命シタルトキハ酒母、醪又ハ麹ノ製造者ハ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十二条 酒母ヲ買入レムトスル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名称、酒母ノ数量、用途及買入先ヲ記シタル箇面ヲ所轄税
務署ニ提出シ酒母買入認許証ノ交付ヲ請求スヘシ

第十三条 酒母製造者ハ酒母買入認許証ト引換ニ非サレハ酒母ヲ譲渡スルコトヲ得ス
酒母製造者ハ前項ノ買入認許証ヲ以テ酒母ノ移出ヲ收稅官吏ニ証明スヘシ

第十四条 酒母ヲ麹ニ混和シタルモノハ酒母ト看做ス

第十五条 酒母、醪又ハ麹製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 原料ノ種類、数量、他ヨリ引取りタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二 使用シタル原料ノ種類、数量及其ノ使用ノ日

三 製造シタル酒母、醪又ハ麹ノ数量及其ノ製造ノ日

四 酒母ヲ麹ニ混和シタルトキハ其ノ酒母及麹ノ数量、其ノ混成数量及其ノ混和ノ日

五 使用又ハ他ニ引渡シタル酒母、醪又ハ麹ノ数量及使用又ハ引渡ノ日、引渡シタルモノノ価額及引渡先

第六条 麹譲売者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 引取りタル麹ノ数量、価額、引取ノ日及引取先

二 販売シタル麹ノ数量、価額、販売ノ日及売渡先

小売ノ場合ニ於テハ前項第二号売渡先ノ記載ヲ要セス

第十七条 収税官吏方必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタル事項ニ付テハ酒母、醪又ハ麹ノ製造者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第十八条 酒母、醪又ハ麹取締法第十六条ノ施行ニ付テハ間接國稅犯則者处分法施行規則ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ發布ニ日ヨリ之ヲ施行ス

酒母、醪及麹取締法第二十一条ニ依リ免許ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第一条ニ達シ免許申請書ヲ製造場所轉稅務署ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二条ヲ準用セス

(法令全書)